

社会開発協力部報告書

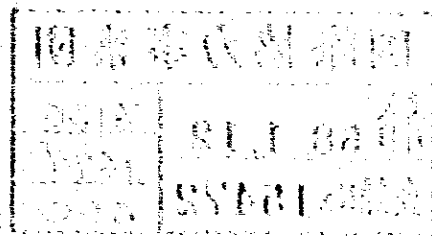


RY

JICA LIBRARY



1053032(7)



国際協力事業団		
受入 期	'84. 4. 21	6/8
		24.7
登録No.	03788	SDC

序

パナマ国は運河の維持管理、コロンフリーゾーンの拡張のための建設需要の増大により技能者の需要が急増しており、国策レベルによるこれらの解決が急務となっている。

しかしながら多量の失業者を抱える一方で、中堅技能者の極端な不足が同国の社会開発の大きなネックとなっているのが現状である。

こうした状況打開のため、「パ」国は同分野における人材養成をはかるためパナマ市トクメン職業訓練校に対する技術協力を1980年2月要請越した。

本要請を受け、当事業団は労働省職業訓練局監理課長 菊田 顕氏を団長とする6名の事前調査団を、1982年3月19日から4月4日までの17日間にわたり、パナマ国へ派遣し技術協力の妥当性等につき、同国労働社会福祉省、経済企画政策省関係者を中心に協議を行ない、日本への協力要請のため既に準備されている実習生や関連企業等の視察も併せ実施した。

本報告書は同調査団による現地調査の結果をとりまとめたものである。

ここに本調査の任にあられた調査団員各位並びに、本調査団派遣にご協力いただいた外務省、労働省及び在パナマ日本国大使館並びに内外の関係諸機関の方々に対し深甚の謝意を表すると共にあわせて今後のご支援をお願いする次第である。

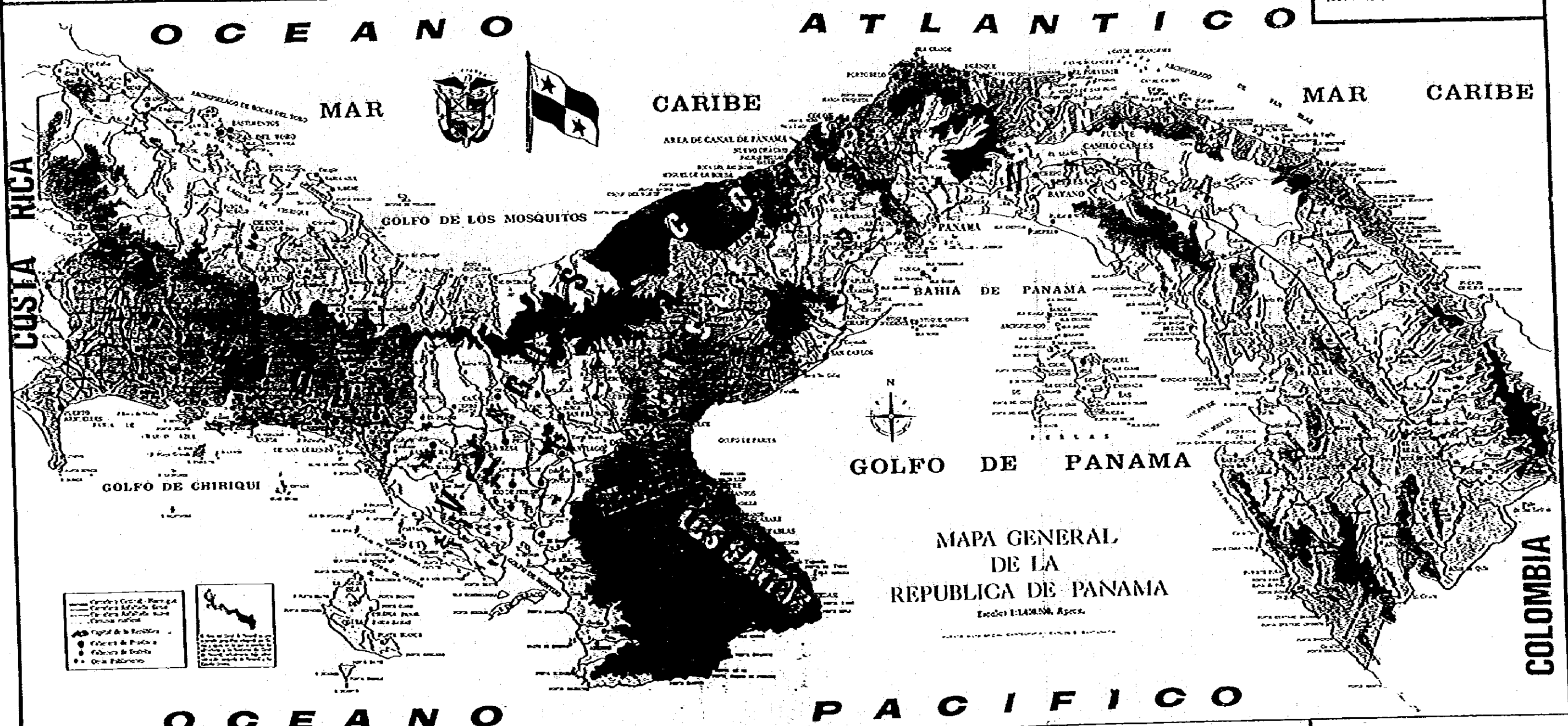
昭和57年6月

国際協力事業団
理事 中澤 式 仁

REPUBLICA DE PANAMA 77,082 Km²

DIVISION TERRITORIAL ACTUAL:
9 PROVINCIAS, 1 COMARCA; Y
EL AREA DEL CANAL

HABITANTES
REPUBLICA
1982 1983
1,984,017 2,028,013
(ESTIMACION DE ESTADISTICA Y CENSO)



- Línea Negra: Frontera Nacional
 - Línea Gris: Frontera Municipal
 - Línea Punteada: Frontera de Distrito
 - Línea Dotted: Frontera de Comarca
 - Símbolo Negro: Capital de Provincia
 - Símbolo Blanco: Cabecera de Distrito
 - Símbolo Gris: Otra Población

EXTENSION TERRITORIAL	1982	1983
Bocas del Toro	8,917 Km ²	
Coclé	5,035 Km ²	
Colón	4,961 Km ²	
Chiriquí	8,758 Km ²	
Darién	16,803 Km ²	
Herrera	2,427 Km ²	
Los Santos	3,867 Km ²	
Panamá	12,022 Km ²	
Veraguas	11,086 Km ²	
San Blas	3,206 Km ²	

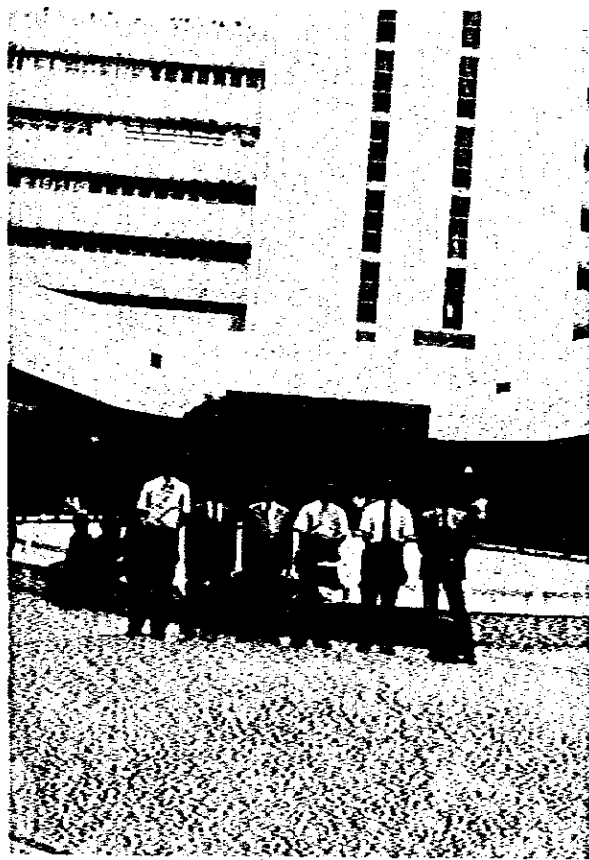
POBLACION:	1982	1983
Bocas del Toro	57,537	58,204
Coclé	149,198	151,288
Colón	178,760	181,710
Chiriquí	307,721	312,923
Darién	28,173	28,595
Herrera	87,891	89,233
Los Santos	69,639	68,953
Panamá	922,370	952,760
Veraguas	182,728	184,347

DIVISION	DISTRITOS	CORREG.
Bocas del Toro	3	15
Coclé	6	39
Colón	5	40
Chiriquí	13	101
Darién	2	19
Herrera	7	40
Los Santos	7	73
Panamá	11	98
Veraguas	11	76
San Blas	-	4
	65	505

ELEVACIONES PRINCIPALES	Altura (mts.)
Cerro Parído	2458
Cerro Horqueta	2231
Cerro Olga	2231
Cerro Chochá	2238
(entre Bocas y Chiriquí)	
Cerro Gussimo (en Chiriquí)	1365
Volcan de Chiriquí (en Chiriquí)	3475
Cerro Ovetro (en Veraguas)	330
Cerro Tute (en Veraguas)	1453

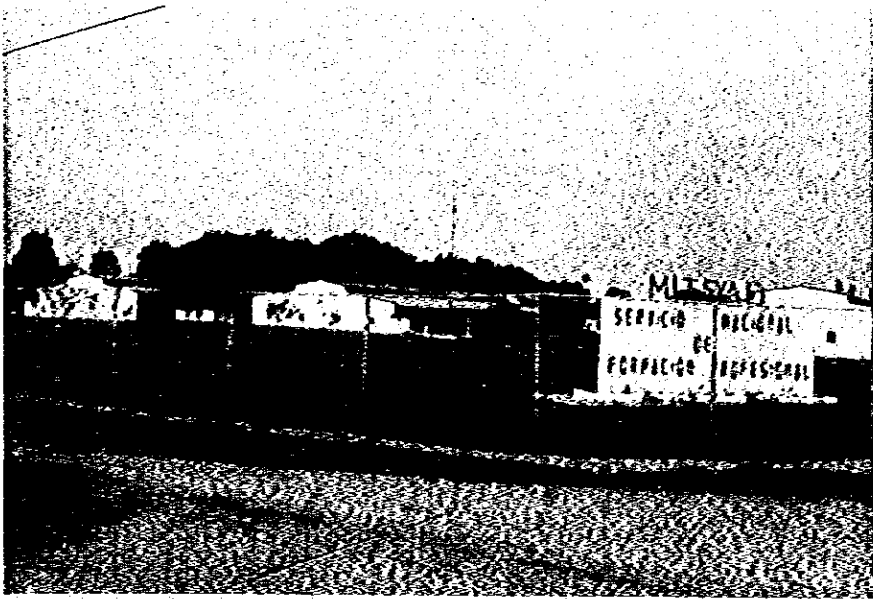
Cerro Canajagua (en Los Santos)	829
Cerro Quema (en Los Santos)	550
Cerro Casimiro (en Los Santos)	352
Cerro Tigrera (en Herrera)	619
Cerro Enfilado (en Herrera)	377
Cerro Trinidad (en Panamá)	975
Cerro Tacarcuna	1875
Cerro Arriba	1421
Cerro Sapo (en Darién)	1145

RIOS IMPORTANTES	Ubicación
Siruiola y Calovébora	(Bocas del Toro)
Santa María y Río Grande	(Coclé)
Coclé del Norte y Taolré	(Colón)
Chucunague y Tuira	(Darién)
Chiriquí Viejo, Vigui, Tabasará	(Chiriquí)
La Villa	(Herrera y Los Santos)
Tonosi y Oría	(Los Santos)
Escotá y Parita	(Herrera)
Chagres - Bayano - Casimiro	(Panamá)
San Pablo - San Pedro	(Veraguas)
Mandinga - Carcandi	(San Blas)

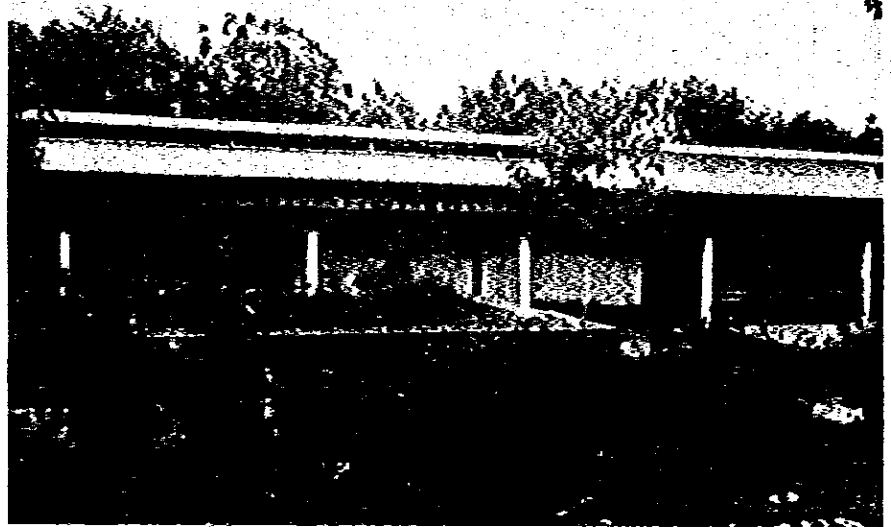


労働社会福祉会前にて

田澤	三好	吉村	布施	菊田	山口
団員	団員	団員	団員	團長	団員



トクメン職業訓練センター正面



実習棟



労働大臣表敬

目 次

序文

パナマ国地図

写真

1	調査の目的と調査概要	1
2	調査団の編成	2
3	調査団の日程及び主な面談者	3
4-1	パナマ職業訓練センター事前調査団調査結果要旨	5
4-2	パナマ領と結したミニッツ	10
5-1	パナマ国の労働事情	21
5-2	プロジェクト要請の背景	28
5-3	パナマ国の教育事情	29
5-4	国立パナマクノモン職業訓練センターにおける職業訓練の実施状況	31
5-5	企業の実情	38
6-1	技術協力要請の内容骨子	40
6-2	協力に係る訓練職種、定員、期間、内容、受講資格等についての考察	41
6-3	技術協力予定施設に関する考察	49
6-4	日本人専門家の業務、組織上の位置付等	54
7	接衝経過まとめ及び関係者との接触要旨	57
8	パナマ国の概況	63

1. 調査目的と調査概要

1980年2月パナマ国ロヨ大統領が訪日した際、当時の大平首相に対し職業訓練を含む、数プロジェクトの技術協力を要請した。

プライオリティーの高い国営テレビ放送プロジェクトが軌道に乗った時点で職業訓練プロジェクトを検討することで当初から日パ双方のコンセンサスが得られており、一方、国営テレビ放送プロジェクトについては3名の専門家が赴任するに至り一応の進歩をみたため職業訓練プロジェクトの早期実施の要請は一段と強いものとなった。

こうした要請の背景には運河の維持管理、コロンブリーゾンの拡張のための建設需要の増大により技能者の需要が急増しており、国策レベルによるこれらの解決が急務となっているが、大量の失業者を抱える一方で中堅技能者の極端な不足が同国の社会開発の大きなネックとなっているのが現状であり、こうした状況打開のため「パ」国は人材養成を第一義としている背景にある。

因みに今回、日本側の協力対象となるトクノン職訓校では無技能者、失業者及び在職者を対象として3シフトにより19職種について1ヶ月のモジュール訓練から11ヶ月に亘る期間まで年間約2100名の訓練を実施中である。「パ」国によれば既存の19職種のうち、国家開発計画を進めていく上で社会的ニーズの高い自動車板金塗装、溶接、構造物鉄工、ガソリンエンジン整備、ディーゼルエンジン整備、電気機器の6職種及び新たに開設する自動制御工業計測、冷凍機器配管の2職種について要請している。

こうした状況を背景として本件協力のフレームワーク作りを目的として派遣されたものであり調査結果概要は5項の通りである。

2. 調査団の編成

1. 菊田 顕 総括
労働省職業訓練局 監理課課長
2. 吉村 保 雄 協力企画
外務省経済協力局 技術協力二課事務官
3. 布 袴 直 春 協力企画
労働省職業訓練局 海外技術協力室室長補佐
4. 三 好 孝 平 電気・電子
雇用促進事業団 関西技能開発センター教導
5. 田 澤 光 弘 機械・自動車整備
雇用促進事業団 岩手総合高等職業訓練校教導
6. 山 口 三 郎 技術協力一統
国際協力事業団 社会開発協力部海外センター課

3 調査団の日程及び主な面談者

日順	月 日	曜日	行 程	調 査 内 容
1	3/19	金	JL012 東京 → メキシコシティ(泊)	移動
2	20	土	AM421 パナマ着	"
3	21	日	パナマシティ滞在	団内打合せ
4	22	月	"	(午前)大使館表致, 今後の日程につき打合わせ, (午後)トクメン職業訓練校総局長表致第1回打ち合せ
5	23	火	"	「バ」製鉄訓練校カウンターパートとの討議 労働社会福祉省・企画政策省・トクメン職訓校
6	24	水	"	「バ」製鉄訓練校カウンターパートとの討議 トクメン職訓校 労働社会福祉大臣表致
7	25	木	"	企業視察 (1.Vidrios Panamenos S.A. 2.PapeJera Istmena S.A. 3.Estructura Metalica)
8	26	金	"	企業視察 (1.Aire Frio 2.Acero Panama S.A. 3. Ingenio Petipillo)
9	27	土	"	コロン地区視察
10	28	日	"	団内打合せ会議
11	29	月	"	日本側協力案の呈示, 協議, ミーティングサマリー作成, 文部省管轄職訓校視察
12	30	火	"	ミニッツ作成につき最終討議, 労働社会福祉省, 企画政策省, トクメン職訓校
13	31	水	"	ミニッツに署名交換, 労働社会福祉大臣報告, 大使館報告
14	1	木	OP501 パナマ → メキシコシティ(泊)	移動
15	2	金	メキシコシティ滞在	メキシコ技術センターに係る打合せ (JICA メキシコ事務所)
16	3	土	JL011 メキシコ	移動
17	4	日	東京	"

主な面談者

(パナマ側)

1. Oyden Ortega
労働社会福祉大臣
 2. Jose Ceballos
労働社会福祉副大臣
 3. Lcda. Leonor Carderon
労働社会福祉省 国際技術協力局長
 4. Lcda. Lyudmila Velasquez
企画経済政策省 国際技術協力局長
 5. Prof. Felix Morales
企画経済政策省 人的資源局代表
 6. Prof. Enrique Riley Puga
職業訓練ナショナルサービス局長
 7. Lcdo. Gilberto Tunon
職業訓練ナショナルサービス企画部長
 8. Prof. Victor Serna
職業訓練ナショナルサービス訓練部長
- その他各訓練分野担当課長及びカウンターパート

(日本側)

1. 柴田進臨時代理大使
2. 千田国善二等書記官

4-1. パナマ職業訓練センター事前調査団調査結果要旨

1. 本件調査団は、3月22日(月)から26日(金)までの間

① 労働社会福祉大臣の表敬

② 労働社会福祉省の担当者(RILEY 職業訓練総局長, TUNON 企画部長, SERNA 訓練部長, CALDERON 労働社会福祉省国際協力局長)及び経済計画政策省(MIPPE) VELASQUEZ 国際技術協力部長らの要請の背景、内容及び理由の聴取

③ トクメン職業訓練センターの施設設備及び訓練実施状況の調査

④ 協力要請職種に関連の深い現地企業(日系企業を含む)の調査などを行った。

この結果、協力の企画・実施を進めるうえで特に留意すべきであると思われる点は次の通りであった。

(1) 国内に深刻な失業問題があり、これが将来の社会不安にもつながりかねないことから、本案件が単に労働社会福祉省のみならず、政府全体としてもトップ・プライオリティーを有するものであること。

(2) ④の理由から、「パ」側関係者は要請8職種は多くの職種の中から特にプライオリティーの高いものを選んだものであり、更に職種を少なくすることは困難である旨強調していること。

(3) 現在、国内に諸外国の工業製品が豊富に出回っており、中でも日本の音響機器、自動車についてはジェネレーターが高いが、現地でこれらの修理の出来る技術者・技能者がほとんどいないこと。

(4) 昨年、西独の事前調査団が来「パ」し、今年実施協議ミッションの来訪が予定されていること。現段階では協力内容は確定していないが、「パ」国としては1983年から機械、鋳造及び金型につき協力を受ける方針であること。

2. 調査団は、通常の技術協力の規模、形態で実施する旨の従前からの対応方針、上記1の状況等を踏まえ検討を行った結果、「パ」国に対する技術協力が有意義かつ有効であるとの認識に立った。

29日(月)及び30日(火)に、RILEY 総局長を中心に上記2省の関係者と日本との技術協力の骨子について協議した結果、次のように見解の一致を見た。

なお、31日(水)再び同大臣を表敬した際、見解の一致した事項のうち、主な内容を Minutes of Discussions (日本側菊田団長及びパ側RILEY 職業訓練総局長が署名)として取り交した。

(1) 養成訓練の訓練コース、定員、訓練期間及び受講資格

当初、「バ」側は、従来の要請どおり8訓練科に対する協力の実施を要望したが、調査団はプライオリティーをつけて整理・統合をするように提案し、協議、説得を重ねた結果、次の5訓練科構成することにした。

また、要請のあった各訓練科については(注)書きのとおり対応することとした。

訓練科	総受講者数	期間	受講資格
① 溶接	16人	1年	高専又は職業高専卒業程度以上の学力を有する25歳までの者で、受講に適格と認められるもの。
② 自動車整備	16人	1年	
③ 電気機器	16人	1年	
④ 電子機器	32人	2年	
⑤ 冷凍・空調	16人	1年	
5科	96人		

(注) 1. 「構造物鉄工」については、単独に訓練科を設けるほどニーズが多量にないと考えられるので、この職種の技能要素の一部を「溶接科」の中で訓練する。

2. ガソリンエンジン整備とディーゼルエンジン整備を併せて「自動車整備科」とする。また、「自動車板金・塗装」については、特に訓練科は設けないが、機材供与及び専門家を遣はし、「バ」側の訓練に協力する。

3. 「自動制御・工業計測」については、専門家の到着後、関連企業の生産設備及び訓練ニーズの実態を詳細に調査分析した上で、対応方法を検討する。当面は、電気・電子の基礎的理論・実技について「電気機器科」及び「電子機器科」の中で訓練する。

なお「バ」側は、ペルー、アルキッパの訓練センターに問い合わせて「自動制御・工業計測」の訓練内容等を取りまとめ、本調査団帰国後、日本に送付したい旨述べた。

4. 「冷凍機器・配管」については「冷凍・空調科」とする。

(2) 養成訓練以外の訓練についての対応方針

(4) 「バ」側は、日本人専門家が養成訓練のみならず、現に企業に就業している者に対する技能向上訓練についても指導・助言することを要望したが、我が方より養成訓練が円滑に実施できるようになった時点から、日本人専門家が可能な範囲内で指導・助言を行うこととし、その時期・方法については「日本・パナマ委員会」で審議し、決定することとしてはどうかと提案したところ、「バ」側はこれを了承した。

(e) 「バ」側は、トクメン職業訓練センター内に企業内訓練を指導する課があり、この課の業務に関して指導・助言するための専門家を派遣してほしい旨を強く要望した。我が方は、問題の内容によって可能なものは専門家が助言を行うこととし、強い要望は日本政府に伝える旨回答し、「バ」側はこれを了承した。

(f) 失業者に対する訓練については、我が方は、日本人専門家が養成訓練の実施により「バ」側カウンターパート指導員を通じて技術移転を行う訓練方法、カリキュラム、教材等の中から必要なものを活用して「バ」側が自国に達したものを作り上げ、実施してほしい旨述べた。

(3) 日本人専門家

イ。原則各訓練科1名とし、自動車整備科については板金・塗装の専門家を追加する。また、「電子機器科」については、2年制となるため、追加の必要性を検討するが、総数は8～9名とすることにした。

ロ。日本人専門家は「バ」側カウンターパートに対してのみ技術移転を行うものであることについて「バ」側は了承した。

ハ。日本人専門家及びその家族に対する特権免除については、「バ」側は、国連等の国際機関から派遣される専門家と同様の取扱いとする旨述べたので、我が方はこれを了承した。

また、日本人専門家の組織上の位置付けについては、「バ」側は現在の外国人専門家団と同様とする旨述べた。

(4) カウンターパート指導員の配置

「バ」側は、各訓練科に3名を配置する旨述べ、我が方もこれを了承したが、Minutesの表現としては、単に「カウンターパートを配置する」とした。

また、「バ」側は、すでに日本における研修を修了した者を日本・パナマ協力プロジェクトにカウンターパート職員として配置すること、カウンターパート職員に対しては、日本における研修期間の2倍の在勤を義務付けることを述べた。

(5) カウンターパート指導員の日本への受入れ研修

「バ」側は、当初各訓練コース3名ずつの受入れを要望した。我が方よりMinutesの表現としては毎年数名(several)ずつ受け入れるとすることを提示し、説得したところ、これを了承した。

(6) 「日本・パナマ生産性訓練校」及び「日本・パナマ委員会」

我が方より、日本の技術協力に係る受け皿のための組織を、トクメン職業訓練センターの従来のもものと区別して確立し、職員を配置し、予算を計上するよう要請したところ、「バ」側は現在次のように考えている旨述べた。

- ① 仮称「日本・パナマ生産性訓練校 (Instituto de Formacion Y Productividad Panameno Japonés, 以下「IFPPJ」という) をトクメン職業訓練センターと並列的に設置し次の職員を配置すること。

所 長 (現在トクメンセンターの所長であり、日本で指導技法研修を修了している者を任命する予定)

技術担当ディレクター

カウンターパート指導員

行政職員

秘 書 (日本人リーダーのための英語、スペイン語の2カ国語のできる者)

秘 書 (IFPPJ 全体のための者)

機材管理要員

運転手

- ② 次の両国関係者により構成される委員会 (以下「日本・パナマ委員会」という) (IFPPJ の運営全般に係るもの及び技術的事項に係るもの2種) を設置する考えである。

< IFPPJ の運営全般に係る委員会の構成 >

パナマ側

1. 企画経済政策省 (Ministry of Political Affairs)
2. 外務省 (Ministry of Foreign Relations)
3. 労働社会福祉省 (Ministry of Labour and Social Welfare)

日本側

1. 日本領事館代表 (chief)
2. 国際協力事業団の公的職員 (a public official)
3. 在パナマ日本大使館の公的職員 (a public official)

< IFPPJ の技術的事項に係る委員会の構成 >

パナマ側

1. 労働社会福祉省職業訓練総局 (SENAFORP) 局長 (Director General)
2. 同 計画企画部長 (Programing and Planning Department Director)

3. 労働社会福祉省職業訓練総局 (SENAFORP) 訓練部長

(Operation Department Director)

4. 同 管理調整連絡官

(Administrative Coordinator)

5. 対日本領使節団代表パナマ領現地協力員における本プロジェクト技術面調整連絡官 (Technical Coordinator)

日本側

1. 日本領使節団代表 (chief)

2. 必要な日本人専門家

③ I PPPJ の予算については、トクメン職業訓練センターとは別枠計上すること。

双方は、上記のうち①及び②の骨子を Minutes に記載することに合意した。

(7) 次期調査団の旅費

R/D 締結のための実施調査団の旅費時期は、「バ」領の 58 年度 (1 ~ 12 月) の予算要求が行なわれる 57 年 8 月までの間に行われるのが適切であるとの結論に達した。

施設の改善とか現地調達器材等の問題を含めて、実施調査団派遣時にまとめて折衝するか、又は事前に別領の短期専門家を派遣するかは、当方が帰国後検討する事項となった。

(8) 施設の増改築

「バ」領は、トクメン職業訓練センターのうち、日本の協力を仰ぐための施設 (約 2000 m² の実習場、日本人専門家用事務室等) について増設は考えていないが、補修は考えていること。また、主要機材の購入は考えていないこと。施設の改築及び運営に必要な 1983 会計年度 (1 ~ 12 月) の予算の要求期限が本年 8 月であることを述べた。

我が方は、次のように施設の改築が必要であることを説明し、「バ」領は、これらの必要経費を 1983 年度予算に計上したい旨回答した。

① 「バ」領が用意している 2 号棟のみでは面積が不足すると考えられるので、4 号棟の半分程度を自動車整備関係で使用することを検討すること。

② 特に電子機器科については、床張り、天井張りを行って空調を行うことが必要であること。

(9) そ の 他

(1) 協力期間は 4 ~ 5 年とすることで合方合意した。

(2) Minutes に記載した事項全般に関して、詳細は実施調査団と「バ」領関係者の間で協議する旨の表現を加えることとした。



4-2 パナマ側と締結したミニッツ

Republica de Panama

Panama,

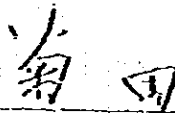
Ministerio de Trabajo y Bienestar Social

MINUTES OF DISCUSSIONS BETWEEN THE
JAPANESE PRELIMINARY SURVEY TEAM AND
AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT
OF THE REPUBLIC OF PANAMA

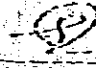
The Japanese Preliminary Survey Team headed by Mr. Akira Kikuta and Panamanian authorities concerned exchanged views and had a series of discussions concerning basic elements of Vocational Training Program in "Servicio Nacional de Formación Profesional" (SENAFORP) of the Republic of Panama.

As a result of discussions the Japanese Team and the Panamanian authorities concerned agreed to present the report attached here to their respective Governments as appropriate means of cooperation between both nations.

March, 31 of 1982.


Mr. Akira Kikuta,
Head of the Japanese
Preliminary Survey Team.




Enrique Riley Puga,
Head of the Panamanian
National Counterpart.

I. Training Courses listed below will be given:

<u>Training Course</u>	<u>Term</u>	<u>Number of Trainees</u>
1. WELDING (including METALIC STRUCTURES)	One (1) year	Sixteen (16)
2. AUTOMOTIVE MECHANIC- Gasoline and Diesel (includes training on BODY WORKS and PAINTING)	One (1) year	Sixteen (16)
3. ELECTRICITY	One (1) year	Sixteen (16)
4. ELECTRONICS	Two (2) year	Sixteen (16)
5. REFRIGERATION AND AIR CONDITIONING	One (1) year	Sixteen (16)

Admission Requirements is as following,

1. Secondary school or Vocational training graduate will be the minimum scholar level.
2. The age admission for trainees should be between 16 and 25 years as minimum and maximum limits.
3. Entrance Examination and other requirements already established by SENAFORP.

II. The organization tentatively named "Instituto de Formación y Productividad Panameño Japonés" (hereinfter referred to as IFPPJ) will be established within SENAFORP for the purpose of cooperation between two nations.

Director General of SENAFORP will supervise IFPPJ and the Director of Planning and Programing Department, Operations Department and Administration Department will take charge of IFPPJ.

Other personnel listed below will be appointed :

Technical Coordinator

Counterpart Personnel of Japanese Experts

Administration Staff

Japanese Experts will give technical advice and guidance to the Panamanian counter personell within IFPPJ.

- III. Joint Committee will be established within IFPPJ with two levels of Superior Committee and Technical Administrative Committee.
- IV. Several Panamanian Personnel will be trained in Japan every year during the term of cooperation.
- V. Equipment and Machinery necessary for technological transfer by Japanese Experts will be provided by the Government of Japan during the term of cooperation.
- VI. It is not possible that the technical cooperation by the Government of Japan will include assistance to information service for the enterprizes.
- VII. Term of Cooperation will be between four (4) and five (5) years.
- VIII. It is of vital importance that following missions will be dispatched to start cooperation.

The First:

To discuss with Panamanian technicians on detail regarding the equipments and machinery provided by the Government of Japan and the rehabililation of workshops by the Government of Panama before or at the same time as the second.

The Second:

To make implementation survey and sign (Record of Discussions)

- IX. Details on the technical cooperation by the Government of Japan will be discussed between the Japanese Implementation Survey Team and Panamanian authorities concerned.



República de Panamá

Panamá

Ministerio de Trabajo y Bienestar Social

**MINUTA DE LAS DISCUSIONES ENTRE LA
MISION JAPONESA DE ESTUDIO PRELIMI-
NAR Y LAS AUTORIDADES CONCERNIENTES
DE LA REPUBLICA DE PANAMA.**

La Misión Japonesa de Estudio Preliminar encabezada por el Señor AKIRA KIKUTA y las autoridades Panameñas concernientes, intercambiaron opiniones y sostuvieron una serie de discusiones en torno a elementos básicos de los programas de Formación Profesional en el Servicio Nacional de Formación Profesional del Ministerio de Trabajo y Bienestar Social (de ahora en adelante se denominará SENAFORP) de la República de Panamá.

Como resultado de estas discusiones con mira a la apropiada cooperación entre ambos países la Misión Japonesa y las autoridades Panameñas concernientes, acordaron presentar a las autoridades respectivas los puntos referidos en el documento adjunto.



31 de marzo de 1982.

Sr. AKIRA KIKUTA,
Jefe de la Misión
Japonesa de Estudio Preliminar.

Prof. ENRIQUE RILSY PUGA,
Jefe de la Contraparte
Nacional.

- I. Se ofrecerán los Cursos de Formación Profesional listados a continuación:

<u>CURSOS</u>	<u>DURACION</u>	<u>No. DE PARTICIPANTES</u>
1. SOLDADURA (incluyendo Estructuras Metálicas).	Un (1) año	Dieciseis (16)
2. MECANICA AUTOMOTRIZ (Gasolina y Diesel incluyendo la formación de CHAPISTERIA Y PINTURA DE AUTOS).	Un (1) año	Dieciseis (16)
3. ELECTRICIDAD	Un (1) año	Dieciseis (16)
4. ELECTRONICA	Dos (2) años	Dieciseis (16)
5. REFRIGERACION Y AIRE ACONDICIONADO	Un (1) año	Dieciseis (16)

Los Requisitos de Admisión serán los siguientes:

1. El nivel mínimo de escolaridad será el de Bachiller o el de egresado de una Escuela Vocacional.
2. La edad de admisión para los participantes será de 16 años y 25 años como mínimo de edad y máximo de edad, respectivamente.
3. Examen de admisión y otros requisitos establecidos por el SENAFORP.

II. La organización, tentativamente llamada Instituto de Formación (Profesional) y Productividad Panameño-Japonés (de aquí en adelante denominado como el IFPPJ) será establecida en el SENAFORP con el propósito de mantener la cooperación entre dos naciones.

El Director General del SENAFORP, supervisará el IFPPJ y los Directores del Departamento de Programación y Planificación, Operaciones, y Administración, se harán cargo del IFPPJ.

Se nombrará otro personal, el cual se lista a continuación:

- Coordinador Técnico.
- Personal Contraparte de Expertos Japoneses
- Personal de Administración.

Los Expertos Japoneses darán Asesoría Técnica y orientación al personal contraparte Panameño en el IFPPJ.

- III. Un Comité Conjunto será establecido en el IFPPJ con dos niveles: Comité Superior y Comité Técnico Administrativo.
- IV. Durante el lapso que dure la cooperación, se entrenará anualmente a personal técnico Panameño en el Japón.
- V. Durante el lapso que dure la cooperación, el suministro de los equipos y maquinaria necesarios para la Transferencia de Tecnología por los expertos Japoneses correrá por cuenta del Gobierno Japonés.
- VI. La asistencia técnica a las Empresas no será posible por parte del Gobierno Japonés a través de la Cooperación Técnica.
- VII. La duración de la cooperación será de cuatro (4) a cinco (5) años.
- VIII. Se considera de vital importancia que las misiones que a continuación se describen sean despachadas para comenzar la cooperación.

La Primera: Para discutir con técnicos panameños acerca de los detalles de equipo y maquinaria serán provistos por el Gobierno de Japón; y la rehabilitación de los talleres por cuenta del Gobierno de Panamá; esta Misión podrá tener lugar antes

o al mismo tiempo de la segunda.

La Segunda: Para hacer el Estudio de implementación y firmar el Acta de Discusiones..

- IX. Los detalles sobre la cooperación técnica del Gobierno del Japón serán discutido entre el Equipo Japonés de Estudio de Instrumentación y las autoridades panameñas correspondientes.

日本事前調査団及びパナマ共和国
担当機関間の討議ミニッツ

菊田額氏を団長とする日本の事前調査団とパナマの関連機関は、パナマ共和国の職業訓練総局における職業訓練計画に関し意見を交換し、一連の討議を行った。

討議の結果として日本の事前調査団とパナマの関連機関は、両国間の適切な技術協力の方法として別添の報告書を各々の政府に勧告することにつき合意した。

1982年3月31日

日本事前調査団々長

菊田 額

パナマ側カウンターパート代表

エンリケ・リレイ・ブーガ

I 訓練コースは、次のとおりとする。

訓練コース名	訓練期間	訓練員数
1 溶接（構造物鉄工を含む）	1年	16名
2 自動車整備（自動車板金・塗装を含む）	1年	16名
3 電気機器	1年	16名
4 電子機器	2年	16名
5 冷凍空調	1年	16名

受講資格は、次のとおりとする。

1. 学歴については中学校又は職業訓練校の卒業生。
2. 年齢については16才から26才の間。
3. 受講試験その他の資格については、職業訓練総局の定めるところによる。

II 両国間の協力を目的として職業訓練総局内に、仮称「日本・パナマ生産性訓練校」（以下、「IFPPJ」という）を設ける。

職業訓練総局長は、IFPPJを総括し、企画計画部長、訓練部長及び管理部長は、IFPPJに関し責任を負う。

他に下に掲げる職員を任命する。

技術調整員

日本人専門家のカウンターパート

事務職員

日本人専門家は、IFPPJ内においてパナマ人カウンターパートに対し技術上の指導・助言を行う。

III IFPPJに、上級委員会及び技術管理委員会の2段階を以って、合同委員会を設ける。

IV 協力期間中、毎年数名のパナマ人を日本において研修する。

V 日本人専門家による技術移転に必要な材料及び機材は、協力期間中日本国政府により供与される。

VI 日本国政府による技術協力が企業に対する情報サービスを含むことは、ありえない。

VII 協力期間は、4年及び5年の間とする。

VIII 協力を開始するために、次に掲げる調査団が派遣されることが必要である。

第1次

第2陣と同時又はそれ以前に、日本国政府により供与される材料及び機材並びにパナマ国政府によるワークショップの改築に関する詳細についてパナマ人技術者と協議するためのもの。

第2次

実施調査を行い、及び討議議事録に署名するためのもの。

K 日本国政府による技術協力に関する詳細は、日本の実施協議チーム及びパナマ関係機関の間で協議される。

5-1. パナマ国の労働事情

(i) 雇用・失業情勢

1. 以下は、ジェットロ現地事務所その他のパナマ政府以外から収集又は聴取した内容を取りまとめたものである。

当国が直面している大きな経済問題の一つは雇用・失業問題である。

雇用に関する公式データは79年のものが最新で、農業労働者が全体の295%を占めている。しかしながら、76年に比較すると農業労働者は20%減少しているが、全体をみると大きな構造変化はみられない(表1)。ことに、工業は102%から101%へとわずかでではあるが比重が低下している。当国に工業が進展していないことの一つの左証であり、かつ雇用問題の遠因でもあると思われる。

79年現在の当国の経済活動人口は約57万8000人、失業者数7万2954人、失業率126%になっている。この失業者のうち5万732人は顕在失業(88%)、2万2222人が潜在失業となっている。このほか78年現在で10万人余(経済活動人口の185%)の過少雇用がある。

失業総数(顕在・潜在)は絶対数および比率ともに年々上昇している(表2)。

当国の人口増加率は79年現在237%、79年以前の過去10年の雇用数の年平均増加率23%にかんがみると、雇用の将来は決して明るいとはいえない。

一方、官民別雇用状況については別個のデータがある(表3)。ここで計上されている労働者数は79年現在26万8268人で、同年の雇用総数52万7000人(表1)の約半分となっている。その差はおそらく一般農業労働者および自営業者であると思われる。

76年と79年との期間に官民の雇用は172%増加したが、公共部門のそれは191%、民間部のそれは155%となっている。これはこの期間における民間企業の雇用が相対的に停滞したことを示すものといえる。

表1 産業部門別就業者数¹⁾(各年8月)

(単位：1000人)

	1976	構成比(%)	1977 ²⁾	1978	1979	構成比(%)
農 林 水 産	1487	(31.5)	1477	1442	1549	(29.5)
鉱 業	02	(0.0)	04	04	07	(0.1)
工 業	479	(10.2)	485	491	534	(10.1)
電気・ガス・水道	56	(1.2)	57	70	64	(1.2)
建 設	291	(6.2)	244	257	301	(5.8)
商業(レストランホテルを含む)	647	(13.7)	643	662	709	(13.4)
運 輸・通 信	241	(5.1)	251	274	286	(5.4)
金融・不動産	155	(3.3)	156	194	196	(3.7)
サービス(地域的・社会的・個人的)	1181	(25.1)	1205	1414	1441	(27.5)
パナマ運河地帯	177	(3.7)	184	184	176	(3.3)
合 計	4716	(100.0)	4705	4993	5270	(100.0)

(1) 15才以上の経済活動人口

(2) 10月

出所：Contraloria General ; Panama en Cifras 1980年11月

表2 雇用・失業の実態

(単位：人)

	1975	1976	1977	1978	1979
A 15才以上の人口(15才を含む)	896100	957900	950503	973700	1002976
B 経済活動人口	492800	505300	515500	543080	577758
A/B (%)	550	550	542	558	576
C 失業総数	38700	59000	60990	62400	72954
C/B (%)	7.9	11.5	11.8	11.5	12.6
D 顕在失業	33000	33700	44800	43800	50732
D/B (%)	6.7	6.7	8.7	8.1	8.8
E 潜在失業	5700	25300	16170	18600	22222
E/B (%)	1.2	4.8	3.1	3.4	3.8
F 過少雇用	73700	73100	82320	100470	—
F/B (%)	15.0	14.5	16.0	18.5	—

出所：AおよびB：Contraloria General ; Panama en Cifras, 1980年11月
C, D, E, F：Ministrio

表3 官民別雇用事情

(単位：人)

	1976	1977	1978	1979
民間部門	124,747	118,995	100,134	144,037
一般企業	112,781	106,146	85,813*	129,578
パナマ生産労働者	11,966	12,849	14,321	14,459
公共部門	91,875	95,235	101,359	109,397
中央政府	55,811	58,680	61,253	63,714
政府機関	31,966	32,309	35,961	41,648
地方公共団体	4,068	4,246	4,145	4,035
運河地帯	12,618	13,028	14,278	14,834
合計	229,240	227,258	215,771	268,268

* 前年と比べて著しく減少しているのは、一般企業の社会保障局への申告もれと倒産による。

出所：Panama en Cifras, 1975-1979

1979年；Contraloria Generalにて修正

ロ、以下は、1981年12月に派遣されたコンタクト・ミッションがパナマ政府から受理したものである。

表4 パナマ国の失業者の推移

年 度	失 業 者 数	失 業 率	備 考
1970	33,200	7.1 (%)	注：1979年の総人口は、 1830,175人
1971	36,300	7.6	
1972	33,200	6.8	
1973	34,900	7.0	
1974	30,000	5.8	
1975	31,600	6.4	
1976	33,700	6.7	
1977	45,000	8.7	
1978	43,800	8.1	
1979	50,700	8.8	

資料提供：国勢調査及び統計局

表5 職業別就業状況

職業市場名	① 1974年度	② 1979年度	その差(②-①)	備考
総合計	487,400	527,030	39,630	
雇用者部門	305,500	340,380	34,880	
公務員	97,500	127,240	29,740	
民間企業	187,200	193,150	5,950	
運河	20,800	16,980	-3,820	
協同組合		3,010	3,010	
自営関係部門	154,600	148,610	-5,990	
企業主関係部門	9,750	8,160	-1,590	
協同組合保護部門		1,390	1,390	
家内工業部門	17,550	28,490	10,940	

資料提供：国勢調査及び統計局

表6 15才以上人口の就業状況

年度	① 15才以上人口	② 就業者数	②÷①=割合(%)	備考
1970	762,700	467,500	61.3	
1979	1,003,000	577,000	57.6	計算率の低下

資料提供：国勢調査及び統計局

表7 産業別就業状況(1979年)

部門	パーセンテージ	備考
合計	100%	
第一次産業	2.95	
第三次産業	17.2	少ない
第二次産業	53.3	

資料提供：国勢調査及び統計局

表8 労働人口に対する職業訓練の必要者数と職業訓練の実施状況

調査年度	教育訓練の必要者数	職業訓練を受けた者	その他の職業教育を受けた者	職業に関する訓練または教育の未実施者
1974	33900	1354	5417	27129
1975	67800	3589	9953	54258
1976	101700	1277	19036	81387
1977	135600	5485	21599	108516
1978	169500	4883	28972	135645
1979	203400	3000	37626	162774
1980	237300	4500	42897	189903

資料提供：労働・社会福祉省

注：1980年度は推定数（推定）

(2) 賃金事情

79年の官民両部門（パナマ運河地帯を含む）の平均賃金は1人あたり月額33182バルボアである。運河地帯のそれは821.65バルボアであるから、これは例外的な水準といえる（表15、表14に対応している）。

さて、79年の民間部門のうちの一般企業の労働者の月額平均は30929バルボアである。最近のインフレの高進にかんがみ、政府は79、80、81年の3カ年連続して法律による民間労働者の賃金引上げを実施した。80年および81年にはそれぞれ労働者1人当たり月額で一率2500バルボアの賃上げが実施された。従って、この間に一般の定期昇給がなかったものと仮定すれば、一般企業労働者の現在の平均賃金は35929バルボアとなる。

一方、公務員については、79および80年には民間にほぼ並行して賃上げが行われたが、81年には主として財政事情により賃上げが見送られている。

しかしながら、これに新規労働者の賃金を加味しなければならない。現在の最低賃金は79年の水準と変わっていない。政府によれば、毎年新規労働者は2万人増加しているが、雇用機会は5000人分しかないとしている。実際に何人の新規労働者が労働市場に参入しているかのデータはないが、新規雇用者の大半は最低賃金もしくはそれに近い水準の賃金で就労しているので、このような労働者の賃金を加味した民間労働者の上記の数値よりかなり低いものとなろう。

公式統計（Panama en Cifras）によれば、76～79年の5年間における民間労働者の平均賃金は年率で59%上昇しているので、80年および81年の上昇をそれぞれ平準化して6%ずつ上昇したとすれば、81年はじめの水準は34952バルボアとなる。したがって現実の水準はこの近辺にあるものと思われる。

消費者物価の上昇率に比べると、賃金の上昇率はやや少なめに推移しており、また公式の物価指数は実勢とはかなりかい離しているので、賃金の購買力は年々低下している。

インフレと並んで、賃金の購買力低下と失業の増加は当国の将来の社会的安定に一つの不安材料を投げている。

表9 官民間平均賃金（月額）

（単位：バルボア）

	1976年	1977年	1978年	1979年 ⁽¹⁾	1980年 ⁽²⁾
民間	26283	28061	28769	30653	
一般企業	26973	28556	29348	30929	33536
パナマ生産労働者	19775	20777	22353	25906	8342
公共部門	25167	25855	26717	29703	
中央政府	24231	24725	25198	29015	31725
政府機関	27661	28838	30202	31696	34903
地方公共団体	18389	18776	18950	20505	21563
運河地帯	62775	66140	78839	82165	
全平均	27734	29352	31192	33182	

(1) Contraloria General による修正

(2) 暫定

出所：Panama en Cifras 1975-1979

1980年，Contraloria General

(3) 労使関係その他

パナマにおける労働組合も、攸米と同様に労働市場独占の職種別組織であり、企業の存続よりも要求の実現を求める傾向が強い。

また、政府は①使用者は、労働者を採用し、試用期間2週間を経過した後は、原則的に労働者の意思に反して解雇できないこと、②支払賃金額は、労働者の労働能力の低下等があっても減額することはできないこと、等の法令に見られるように非常に労働者保護を強く行っている。

このため、企業は製造業において徹底して自動機械を導入して省力化を図るか、あるいは直接知能のある者を採用する傾向が強い。また、卸小売業等においては、従業員は直接、知能のある者を厳選して採用している。

したがって、IFPPJの訓練修了者の就職先の確保については、雇用予約等あらかじめ企業とのリンクを考慮しておくことが必要であろう。

5-2. プロジェクト要請の背景

(1) 約13%の高失業率(特にパナマ第2の都市であるコロン市やパナマ市の貧民地区のそれは25~35%)が、経済、社会ひいては現政権の安定にとっても重大な課題となっており、この問題を直視した国家経済社会開発計画において大きく取り上げられているところである。

一方、運河の維持管理、2000年時における運河のパナマ返還、コロングリーンゾーンの拡張、建設需要等で技能労働者の需要が増加しており、国策レベルでこの双方の解決を図ることが急務となっている。

しかしながら、大量の失業者を抱える一方で中堅技能者が(皆無に近い)極端な不足状況であり、これが社会開発(特に労働集約型の製造業、技術サービス業の振興による雇用の確保等)の大きな障壁となっている。

技能者養成を目的とする公共職業訓練施設としては、本件技術協力要請対象である後述の労働社会福祉省(Ministerio de Trabajo y Bienestey Social)の国立パナマ・トクメン中央職業訓練センター(Centro Piloto de Tocumen, Servicio Nacional de Formacion Profesional)が存在するだけであり、事業所内で行われる訓練についても、制度は確立されていない状況にある。

(2) パナマ国政府は、国家経済の発展と社会開発の要件として、次の3つを挙げ、これを国家的な事業として打だし、本件プロジェクトはこれに基づくものである。

(a) 急性的な失業問題の対策

(b) パナマ国が必要としている優れた高い水準の生産能力の開発・向上対策

(c) 新しい職種の導入と、その奨励対策

そして、この国家的事業の達成には、人的資源の確保と技能構成に参加する者の準備が養成が不可欠であることを考慮し、これを日本の技術援助によって達成することとしたものである。このプロジェクトは、パナマ国経済に早急に、かつ有意義な影響力を持つ分野から着手することが重要であるので、次の2つの分野から開始することを要請してきたものである。

(i) 工業メンテナンス業分野

(ii) 土木、建設業に対する援助業務職種

(3) また、パナマはその地理的優位性から中南米の物流の中継基地として諸外国の工業製品が豊富に出回っており、なかでも日本の製品のシェアが高く、自動車はパナマの60%程度、音響機器は低価格の韓国製のものを除けば100%近くを占めているが、現地でこれらの製品の修理ができる技能者がほとんどいない状況である。

5-3 パナマ国の教育事情

パナマ国の10才以上の文盲者は1979年度の調査では、166363人で全人口の17.8%を占めている。

6才から11才までの年齢で小学校に入学する者は97.7%で、12才から14才までの者で、高等学校の予科(Primer Ciclo)の3年制に入学する者は84.5%、そして15才から17才までの年齢で高等学校の本科(Bachilleratos)に進学する者は、62.4%である。

1. 学校制度

		入学年齢	修学期間	入学資格		
小	学	校	6才	6	なし	
高 等 学 校	予	科	12才	3	小学校卒業	普通科、工業科、商業科、芸術、農業科等があり、予科は日本での中等学校、本科は日本における高等学校に類似している。
	本	科	15才	3	予科卒業	
高等専門学校		18才	2年以上	高校本科卒業	看護婦科、観光科、秘書科、ビジネス科	
大		学	18才	5年以上	高校本科卒業	

大学は現在2つ(La Universidad de Panamaと、La Universidad Santa Maria La Antigua)であって、その内容は次の通りで、2つの養成コースを併設している(文科系は省略)。

工学部(学士養成=Licenciatura) : 建築工学科、電気機械科学科、工業工学科、
コンピューター工学科

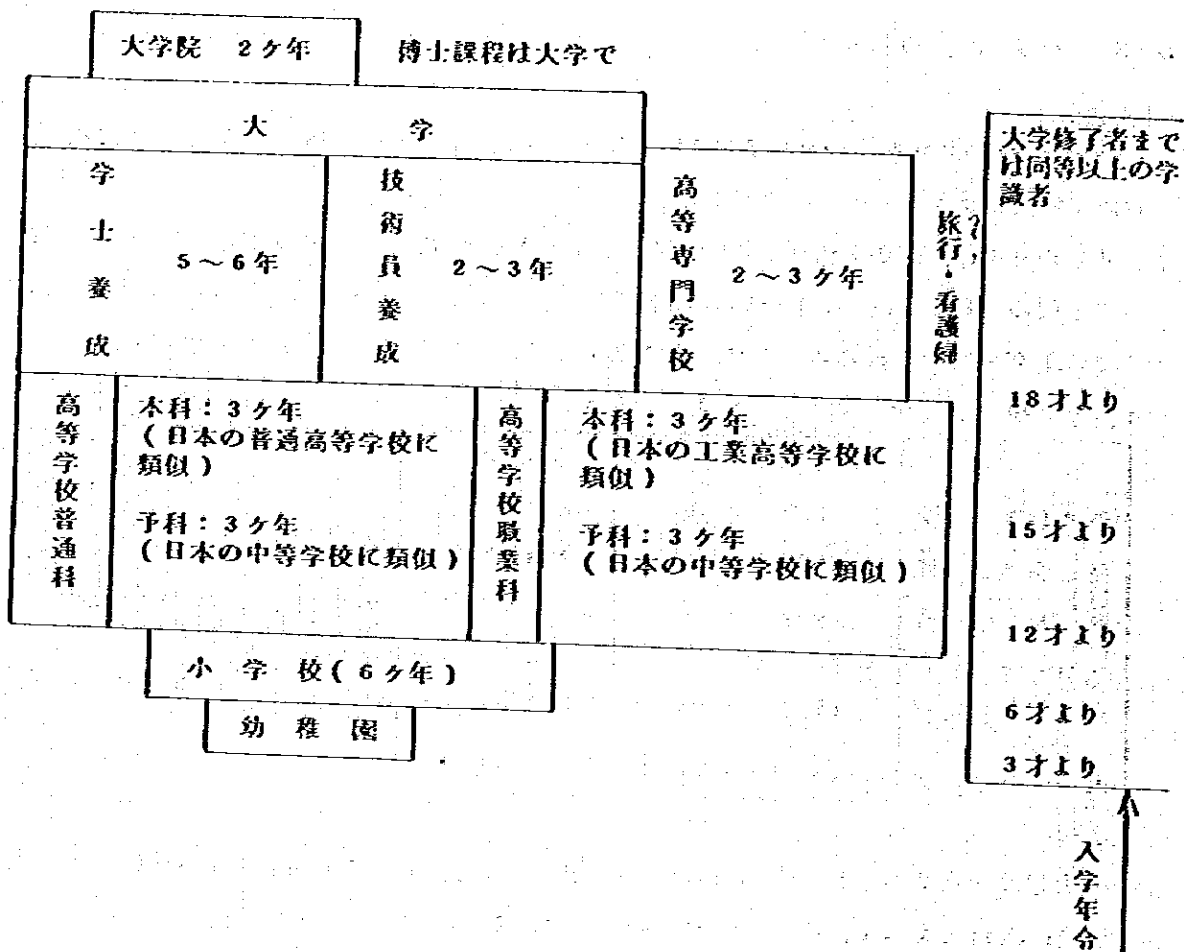
(修学期間) : 5~6ケ年

工学部(技術員養成=Tecnico) : 製図、工業デザイン、農園建設、地質学、ビルディング地形学、工業原理、電子科、道路、
港湾、保健衛生、物質材料学、系分析、電気科等

(修学期間) : 2~3年

ロ. 学校制度図(文系、医系を除く)

教育施設は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、大学院修士課程までである。博士課程は、外国の大学院等によらなければならない。



5-4. 国立パナマトクメン職業訓練センターにおける職業訓練の実施状況

5-4-1. 職業訓練の内容

(1) 訓練の種類

訓練の種類は下記に示す通り7コースに区分されている。

- 経営者コース
- 監督者コース
- 中堅技能者コース
- 上級資格労働者コース
- 資格労働者コース
- 有資格労働者コース
- 無資格労働者コース

(2) 訓練体制について

訓練は各職における無技能者、失業者、在職者に対しそれぞれ次に示す時間帯を設け3シフト制で実施している。

(イ) (8:00～13:00)；無技能者を対象

入所者数 600～700人
訓練期間 6ヵ月～11ヵ月(300日～800日)

(ロ) (13:00～18:00)；失業者及び在職無技能者を対象

入所者数 500～600人
訓練期間 6ヵ月～11ヵ月(300日～800日)

(ハ) (18:00～21:00)；在職者を対象とした向上訓練

入所者数 400人
訓練期間 1ヵ月

(3) 訓練職種

現在実施されている訓練職種は次の通りである。

ディーゼル機関、自動車板金塗装、ガソリン機関、家具製作、調理、喫茶、民芸品、服装、洋服、美容、左官、既製服、建築、塗装、屋根、電気、鍛造、電気溶接、ガス溶接、電気機械、仕上げ、フライス、総経 (計23職種)

(4) 入所資格

小学校卒業以上の学力を有し、18才以上の者。年間5000～6000人の入所希望者に、適性検査及びカウンセリングを実施し、この結果により訓練生の受けるべき訓練職種が決定される。尚入所希望者が多数であるため、1年程度の待機が必要とのことである。

(5) 訓練方法等について

教務課のスタッフが訓練内容及び教材等の整備にあたり、モジュール方式を導入した訓練体系を志向している。殊に訓練技法についてはILOよりの専門家(1名:ペルー)が派遣され援助を受けている。

訓練内容は企業例と検討し作成したとのことであった。

(6) その他

訓練の内容は全般的にみて充実しているとは認め難い。設備、器具及び訓練材料については皆無に等しい状態であり、例えば溶接科のガス溶接棒は錆の発生した数年前のものを使用しているような状況であった。その他の職種においても、近來の工業発展に対応できるだけの訓練は、設備上からも困難であり、且つ訓練内容も現状の3シフト制のもとでは重要なものにならざるを得ないと考えられる。

5-4-2 施設設備の概要

(1) 建物の概要

建物の配置は、施設配置図で示す通り、4棟の実習棟及び管理棟からなっている。日本の技術協力のための実習棟は2号棟が確保されており、現在その中では、配管、左官、塗装等が訓練を実施しているが、設備はいつでも移動できる状態になっている。

建物は建築後15年程度経過しているが、特に老朽化してはならず、屋根、天井及び壁面等の改修を実施すれば使用可能であると思料される(改修の内容は後述する)。

(2) 訓練用設備について

全体的に創立時(1968年)からの旧設備(スペイン製)を使用しており、そのほとんどが老朽化している。工具等についても完備されておらず、訓練生へ十分に配布できる状態ではない。

参考のために協力職種対象科の概略設備を記す。

(1) 溶接科

アーク溶接機(12台)、エンジンウェルダー(1台)

(2) 自動車整備科(ガソリン機関科)

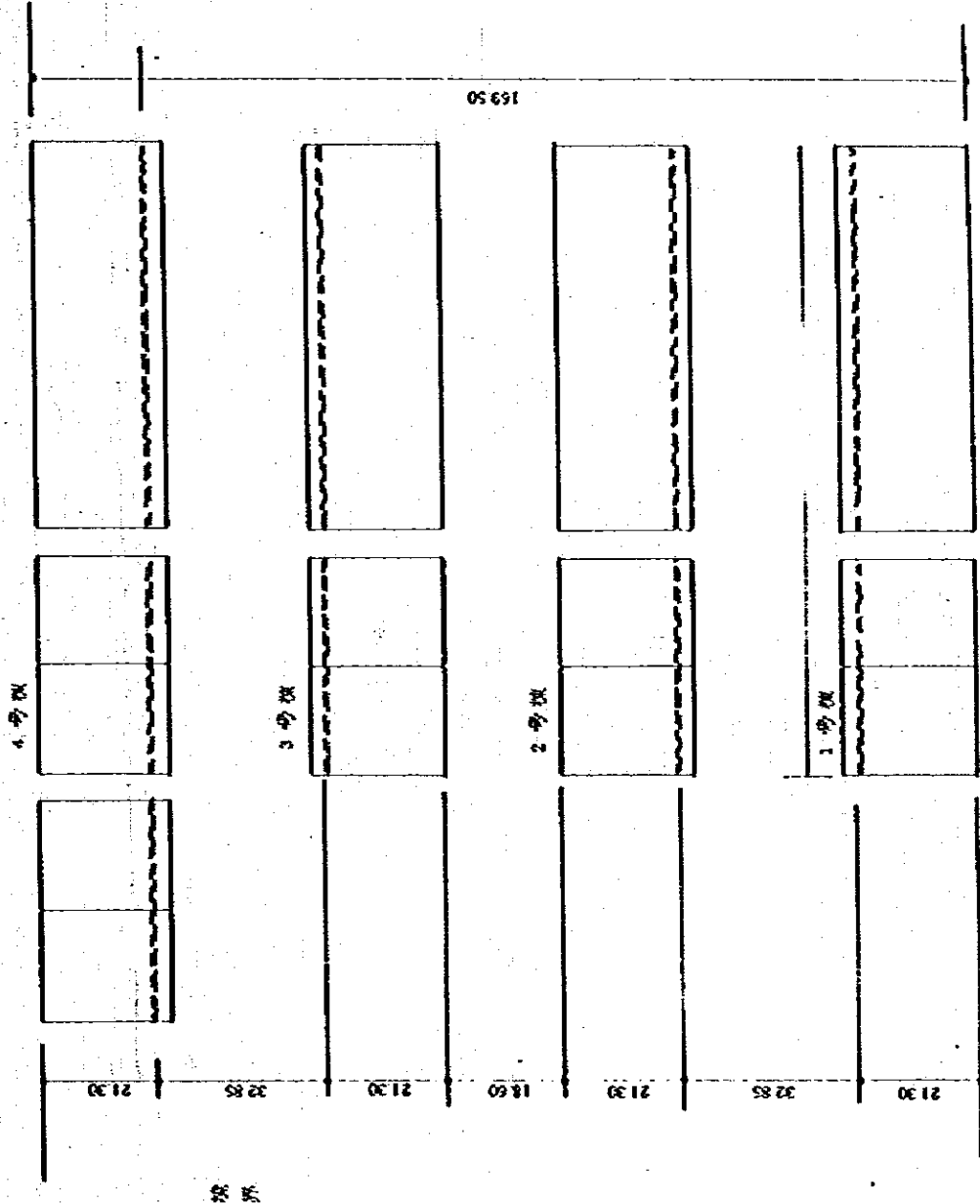
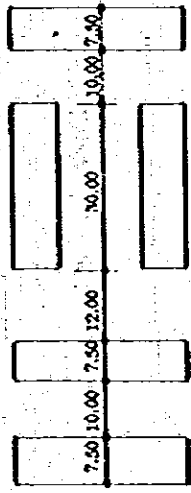
エンジンリフト(2台)、バルブリフター(1台)、コンプレッサー(1台)、エンジンスコープ(1台)、カットモデル(1台)、プレス(1台)

その他ディーゼル機関科設備として英国製の検査器(ILO供与)が完備している。

(3) 電気機器科

皆無の状態であった。指導員が製作したと思われる作業台(蛍光灯実験回路付)、分解組立用モーター、テスター類と若干の工具類。

トクメセンサー配置図

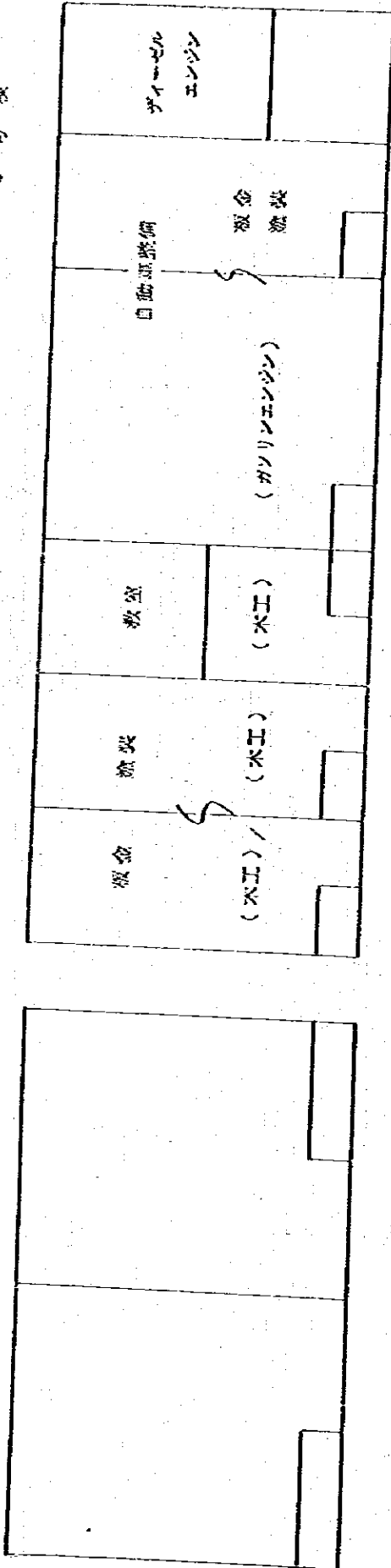


境界

境界

協 力 職 種 突 習 場 配 置 案

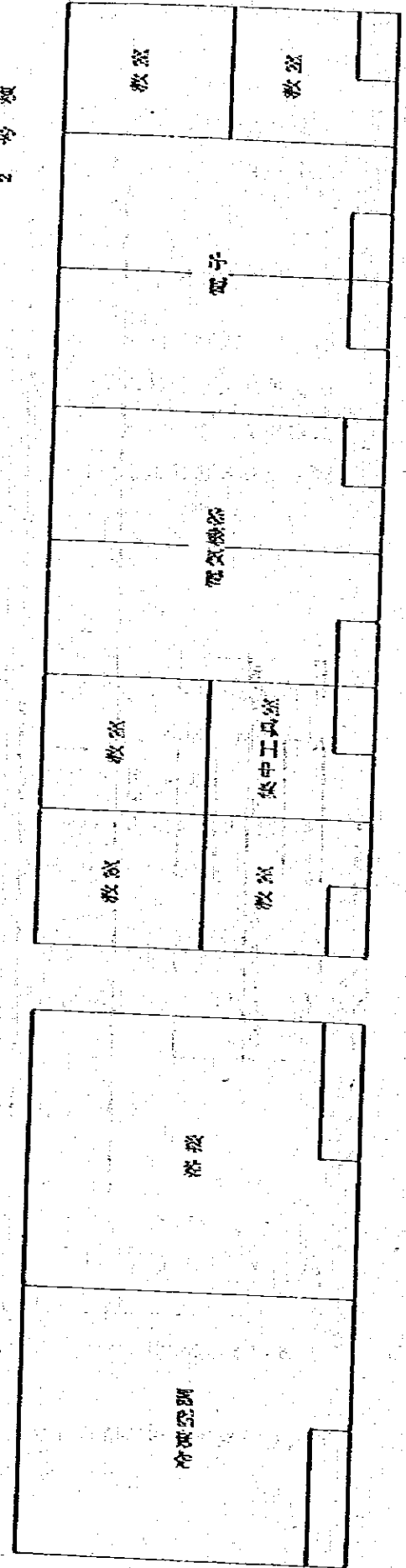
4 号 棟



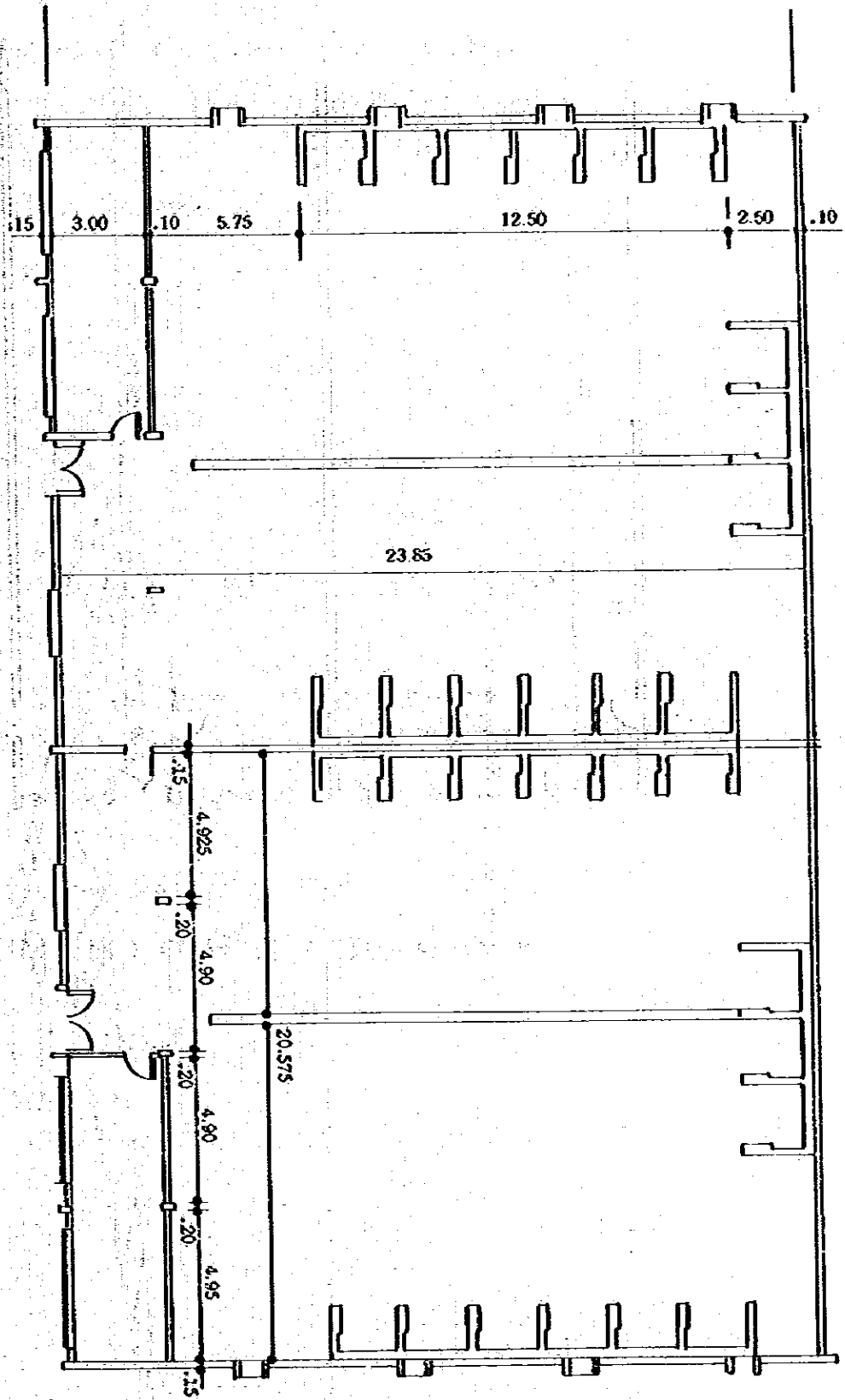
() 内に現行別紙職種

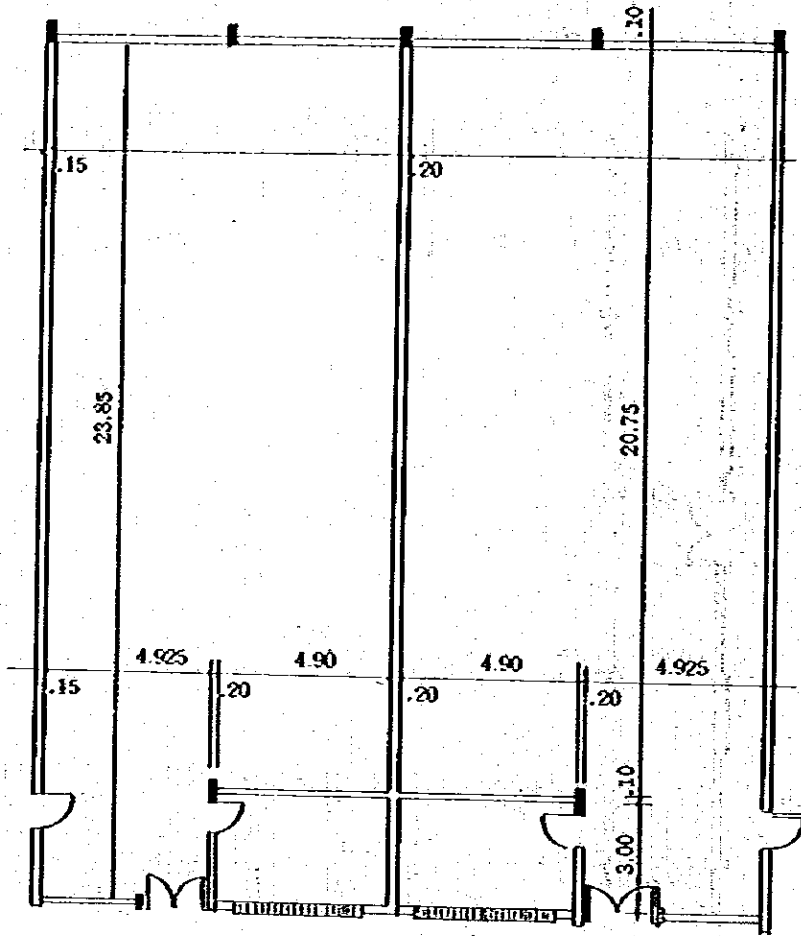
∫ : 設置撤去

2 号 棟

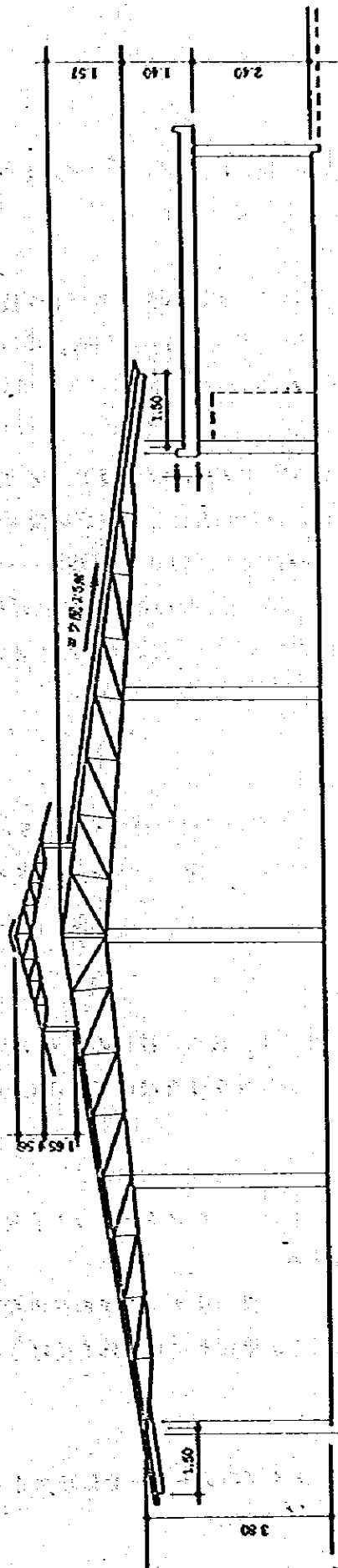


2 号 煤 西 侧 突 岩 煤 线 内 部





2号棟 東側実習場(部分図)



夾器橫斷面圖 (1:100)

5-5. 企業の実情

「バ」国内の企業の実情を知り、職業訓練への要望、又本プロジェクトが如何に対応すべきかを判断する一助とするために数社の企業調査を実施した。

(1) 製瓶工場 (VIDRIOS PANAMENOS S. A.)

自動制御に関することを調査した。当社は西ドイツの製瓶プラントを持ち、溶解から製瓶までの一貫作業を行ない、一部の製品は近隣諸国へ輸出している。設備は完全に自動化されており、各工程共中央管理室で制御できる。

職業訓練への意見 (工場長)

本工場における設備管理技術者は、大学卒業者で、採用後ドイツで研修を受けている。しかし、このような技術者が帰国後、彼らの習得した技術を伝達すべき中堅技術者がいないので、その資質をもった人間の養成が必要である。

又、関連技能 (ex 溶接) について、年に何名かは教訓センターに社員を送り出しているが、訓練の内容が概要のみで役に立たない。とにかく「できる人間」の養成が必要である。

(2) 金属加工工場

溶接及び構造物に関することを調査した。

本工場は製缶、構造物、アルミニウム押出加工等の業務を行っており、工場設備は比較的完備している。主な機材としてロール、ベンダー、シャーリング、ボンチングマシーン、各種溶接機等である。

機器は全て米国製であった。

職業訓練に対する要望

職業高校を卒業した生徒についてはあるが、彼らは概論のみで技能をもって入社してくる人間はない。やはり一貫した職業訓練を受けた技能者が欲しい。

(3) 空調機器関連会社

空調設備に関することを調査した。

当社は、空調機器の販売と設備を業務とし、コンデンシングユニット (特に圧縮機) の修理、ダクト製作、部品販売、設備部門を有する。

工場従業員は職業高校の当該科卒業者であるが、採用後2~3年の社内教育が必要である。中堅 (又は上級) 技術者については、米国の工場に派遣し研修を受けさせ、一般従業員には企業内でセミナーを受講させている。

職業訓練に対する要望

「バ」国内での主力である、ウインドータイプのクーラーを修理できる人間が欲しい。

い。

現在、「バ」国では大型機種が少ないのはそれに対応できる技術者がいないためでもあり、今後、大型機器が増加するにつれ、技術者の質が問われるようになるであろう。

(4) 電子機器関連企業

パナマ国内における日本製電子機器に対する評価は非常に高く、需要も多い。しかし乍ら、修理に関する技術者養成がほとんどできていないのが現状である。その理由は、大学卒業者を養成しようとしても、パナマ国における大学での学力の程度では、基礎が十分に理解できていないために、相当の期間を要し市場に対するサービスの対応が十分でない。従って長期にわたる公的職業訓練機関での技術者養成に期待するところが大きい。

(5) その他

上記の他、製糖工場、製糖工場等も調査したが、いずれも職業訓練分野での技術援助に対し強い感心を示し、中堅技能者養成に期待しているとの感触を得た。

又、「バ」国では二次産業の占める割合が低く、工業製品から生活用品までが輸入に頼っているのが現状である。工業製品等（電化製品・自動車）は、国際的にも最先端をゆくものが自由に流入してはいるものの、それらのメンテナンスに対応できないのが現状である。

6-1 日本の技術協力を前提とした職業教育訓練整備計画及び日本の技術協力に対する要請の内容

(1) 職業教育訓練整備計画

現在、国立公共職業訓練施設としては、TocumenにあるCentro Pilotode Tocumen 以外に Colon 及び Darien の 2ヶ所の訓練センターで訓練を行っており、他に6ヶ所のセンターの設置が計画されている。またこれらのセンターには現在Tocumenセンターで使用されている機材の一部が配備される予定である。

(2) 上記のトクメン中央職業訓練センターについては、既存の 20 の訓練職種のうち塗装、電気溶接、ガス溶接、板金、ガソリンエンジン整備ディーゼルエンジン整備及び電気を再編成し新しく次の訓練職種を設け設備、訓練内容等を一新しパナマの実情に見合った訓練を行い併せて他の職業センターの中央機関としての機能を強化するため、次のような内容につき日本の技術協力を要請してきた。

① 訓練コース

訓練系	訓練職種	養成定員
機械・金属系	自動車板金・塗装	15名
	溶接	12名
	鉄工(構造物)	15名
内燃機関系	ガソリンエンジン整備	24名
	ディーゼルエンジン整備	
工業電気・電子系	電気機器	15名
	自動制御・工業計測	12名
	冷凍機器・配管	15名

② 訓練の対象者

既存の7つの訓練コースのうち資格者(技能士)、有資格者(技能士補)、無資格者の3つの訓練コースについて直接、訓練生に対し訓練をして欲しいこと。

③ 専門家の派遣

上記(1)のロの新規8訓練職種について各職種2名及びチームリーダーの合計17名の日本人専門家を派遣して欲しいこと。

④ 機材供与

上記訓練の実施に必要な機材を供与して欲しいこと。

⑤ カウンターパートの研修

上記1職種あたり3名の指導員及び10名の管理運営スタッフ合計34名の受入れ研修を行って欲しいこと。

⑥ 協力期間

協力の期間についてはとりあえず3年間さらに5年間の合計8年間協力を行って欲しいこと。

⑦ その他

60社の企業に対する技術協力も併用して行い、各職種2名のうち1名の専門家はこれに当てたいこと。

6-2 協力に係る訓練職種、定員、期間、内容、受講資格者等についての考察

6-2-1 訓練職種と訓練定員

「バ」欄より協力要請のあった職種は前項に述べた8職種であるが、要請におけるプライオリティー、専門家団の員数、本プロジェクトに対する提供予定の実習棟スペースの問題、及び訓練内容が重複する職種(ex;構造物と溶接)等を考慮し、要請分野を縮小する必要があるとの観点に立ち、次の5職種を協力対象とした。

- 溶 接 (構造物鉄工を含む)
- 自動車整備 (自動車板金・塗装を含む)
- 電気機器
- 電 子
- 冷凍空調

工業計測(自動測厚)については、強く協力要請が出されたが、相当専門化された職種であり雇用保障の面でも、不安があることから、当面基礎的分野での訓練を先行させることが急務であるとし、機材等での協力の可能性を含みながらも協力職種から除外した。

構造物鉄工、自動車板金塗装についても訓練要素、及び訓練機材をそれぞれ溶接、自動車整備の分野に取り込み可能な範囲で対応することとした。

協力職種と訓練生定員は下記の通りとした。

溶 接 科	16名
自動車整備科	16名
電気機器科	16名
電 子 科	16名(2年訓練)
冷凍空調科	16名

6-2-2 訓練期間と受講資格

「バ」国では、技能労働者の不足と質の向上、そして失業対策への対応が迫られているのが現状である。これらの点から、比較的短期の訓練による即効性と受講対象者の解を拡げる必要がある。又、終了後企業において将来中堅技能者となり得る資質をもっている者を訓練する必要性から期間受講資格を下記の通りとした。

訓練期間

溶接科	1年
自動車整備科	1年
電気機器科	1年
電子科	2年
冷凍空調科	1年

年間訓練時間は、1500時間を目標とするが、現地事情もあるので今後の検討事項とする。

受講資格

高等学校又は職業高校卒業以上の学力を有し25才以下の者で選考試験（学力試験、職業適性検査等）により適性と認められた者。

尚、選考については、「バ」国と日本人専門家の協議により、その内容を、検討することとした。

6-2-3 訓練内容

「バ」国職訓センターでの、現状の訓練が基礎的な段階に留まっていることは、企業側からの評価によっても推察できる。本プロジェクトでは、仕上り像を具体的に設定し真に「できる技能者」を養成することを目標にすると共に、将来中堅技能者としてより高度な段階へ進み得る基礎を付与すべきであると思料する。

尚「バ」国は、向上訓練に対する協力を要請しているが本技術協力は当面養成訓練を主体にスタートすることとした。但し、「バ」国の云う向上訓練と、我々が考えるそれとは、認識の上で食い違いが生じている。「バ」国の実施している向上訓練とは、養成訓練において習得しなかった技能（未到達のモジュールユニット）を補填する場であるとの認識であり、このことが即ちある程度以上の技能と知識は「向上訓練で付与するから養成訓練は脱論のみ」との考えに留まっているのではないかと推量される。

日朝援助による一年訓練では、「バ」国の云う向上訓練の内容を包含するものになるであろう。

(1) 溶接科の訓練に対する考察

アーク溶接を主体に溶接技能の向上及び各種溶接技能、溶接関連技能（製缶、構造物）の習得させると共に関連知識を付与する。

訓練内容

- ① 測定及び仕上げに関すること
- ② 電気溶接に関すること
- ③ ガス溶接及びガス切断に関すること
- ④ 溶接組立に関すること
- ⑤ 検査に関すること
- ⑥ 安全衛生に関すること

現状での訓練は、訓練時数、教材共不足しており十分な訓練を実施しているとは考えられない。実技においては、各溶接姿勢を「やってみる」程度のもので、溶接部の信頼性等は問題にしていらないと思われる。溶接技術の信頼性についての重要性を認識させるような訓練が必要であろう。

(2) 自動車整備科に対する考察

既存のガソリン機関科を拡充する形の中で乗用車の、機関、車体等の整備作業及び検査作業についての技能と知識を付与する。

訓練内容

- ① 測定に関すること
- ② 機械工作に関すること
- ③ 機関整備に関すること
- ④ 車体整備に関すること
- ⑤ シャシ整備に関すること
- ⑥ 試運転に関すること
- ⑦ 安全衛生に関すること

既存の自動車整備科（ガソリン機関科）ではエンジン整備を主体に訓練しており、検査等の訓練は、ほとんど実施していない。「バ」国では、年に一度の車検制度はあるものの、検査設備の不備から、目視で判断できる程度の内容である。市中を走る車輦は、古いものでは、ノーター類が動かないか又は取り外しているものまであり、整備よりも修理の必要なものが見られる反面、近年の輸入が増大し、新車が多くなっており今後増加する傾向にあることから整備作業に対する需要がますます見込まれ、総合的な技能を付与する訓練が必要となろう。

(3) 冷凍空調科に対する考察

空調機器の保守を中心に冷凍空調機器の設備作業及び保守作業等に必要な技能と知識を付与する。

訓練内容

- ① 管工作に関する事
- ② 溶接に関する事
- ③ 冷媒配管に関する事
- ④ 配線に関する事
- ⑤ 分解及び組立に関する事
- ⑥ 運転及び調整に関する事
- ⑦ 機器の設備に関する事
- ⑧ 検査及び保守に関する事
- ⑨ 安全衛生に関する事

「バ」国では、空調機器は生活必需品とも云えるものである。機種は、ウインドータイプが圧倒的に多く、個別の冷房が主流であり、セントラル方式の空調は比較的少いのが現状である。

該社は、空冷式小型空調機の修理を主体に実施することが適正と思われる。

(4) 電気機器科に対する考察

一般電動機、変圧器等の巻線、分解組立、修理、調整ができ、配線図や組み立て図により配電盤、制御盤等の配線、修理及び調整並びに工作機械、産業機械等の電気回路部分の修理、調整ができる程度の技能及び関連知識を付与する。

訓練内容

- ① 直流、単相交流、三相交流に関する事
- ② 電圧、電流、抵抗、電力、周波数等の測定に関する事
- ③ 電気機器（モーター、トランス）に関する事
- ④ 組み立と配線器具に関する事
- ⑤ 工作に関する事
- ⑥ シーケンス制御回路に関する事
- ⑦ 製図、読図に関する事
- ⑧ 安全作業に関する事

「バ」国では電気機器、制御機器はほとんど輸入しておりそのメンテナンス技術者の養成に励まされている。従って電動機とシーケンス制御回路に関する訓練を主体とすることが適切と思われる。

(5) 電子機器科に対する考察

電子応用機器の分解組立と簡単な修理、調整ができる程度の技能と関連知識を付与する。

訓練内容

- ① 直流、交流に関する事
- ② 電圧、電流、抵抗、周波数、電力等の測定に関する事
- ③ 基本電子回路に関する事
- ④ 電子部品、材料に関する事
- ⑤ 論理回路に関する事
- ⑥ 組立、配線に関する事
- ⑦ 製図、読図に関する事
- ⑧ 電子機器の基本的修理、調整に関する事
- ⑨ ラジオ、TVの修理調整に関する事

「バ」国では真空管式の電子機器から半導体式に移りそのメンテナンス技術者の養成に努められている。特にラジオTVの修理技術者の養成に努められている。従って訓練期間2年の内の前半の1年間で電子回路の基礎訓練を後半の1年間で応用電子機器(特にラジオ、TVを主体に)の修理調整に関する訓練を主体とすることが適切と思われる。

6-2-4 訓練用機器についての考察

(1) 一般的指針

- (1) 訓練用機械設備については初心者でも使いやすく、安全性をよく考えたものであること
- (2) 一般産業界でも広く使われ耐久力のあること
- (3) 中核的な訓練に必要なものの他に、関連技能も習得でき、国際的水準に到達でき得る機材も加えること。

(2) 調達区分

現地において調達すべきものとしては下記のものがある。

- (1) 作業台、工具箱等の初度備品類。
- (2) 長期サービスの必要な装置類。
- (3) ハンドツール及び工具類。

「バ」国は訓練に必要な機材は全て日本国より供与されると考えていると思われ、現地調達分と供与に係る機材の区分を明確にすることが必要である。又供与機材に対する消耗材についても、恒久的に補充できる体制が必要となろう。

- (3) 各職種に関する機器等については別表一に示す。

溶 接 科 (1 /)

機 材 名	仕 様 型 式
交流アーク溶接機	半自動・アルゴン・サブマージ・スポット・エンジンウエル ダー プラズマ・自動ガス・アイトレーサー ローラー、シャー、プレスブレーキ、ボール盤、形削り盤、 開先加工機 万能試験機・磁気探傷・硬度・超音波・X線、顕微鏡
特殊溶接機	
切 断 機	
工 作 機 器	
吹管・保護具等	
試 験 機 器	
そ の 他 工 具	

自 整 科 (4 /)

機 材 名	仕 様 型 式
荷 重 機 器	リフト、ジャッキ、ブロック クリーナー、シリンダー・ボーリング、グラインダー、バルブ リフター、ブレーキドラムレース、ライニング修正機 ボール盤、グラインダ、プレス、溶接機、コンプレッサー、 ブレーキドラム旋盤、ホイスト ゼネレーター・ベンチテスター、サーキットテスター、胎測定 器、噴射ポンプテスター、ブレーキテスタ、ヘッドライトテ スター、スピードメーター、ダイナモメーター、エンジンス コープ、 エンジン、カットエンジン
修 理 機 器	
工 作 機 器	
測 定 用 機 器	
教 材	
そ の 他 工 具	

自動車塗装・板金科 (3 /)

機 材 名	仕 様 型 式
塗装 自動車ブース	サンダー、ポリッシュ等 乾燥スタンド、分塵器等、スプレーガン、コンプレッ サー かたさ試験、塗面試験、厚さ、調色機、粘度等
補 修 機 器	
塗 装 作 業 機 器	
試 験 機 器	

機 材 名	仕 様 型 式
その他手工具	
板金 フレーム修正機	
板金用加工機器	プレスブレーキ、三本ローラ、動力シャー、ニブリン グマシン、レバーシャー、ボール盤、切断機、帯鋸盤
溶 接 装 置	アーク溶接機、半自動溶接機、ガス溶接装置、スポッ ト溶接機
電 動 工 具	グラインダー、サンダー、ドリル、ニブラー、コンプ レッサー
板金用手工具	ハンマー、ドク、ウエルドガン、ゲージ、バイス等 定盤
その他手工具	

冷 凍 空 調 科

機 材 名	仕 様 型 式
冷 凍 機 (各 種)	開放・密閉・半密閉・(バルブ等含)
高速多気筒 冷凍機	補器等
二段圧縮	蒸発器等補器
パッケージ型空調機	3RT 5RT
小 型	パッケージ、ウインドー
教 示 用 機 器	ショーケース、製氷機、ブレハブ、トレーニングユニット、 カットモデル
補 器	蒸発器、製氷盤
吸収式チラー	小型
工 作 機 器	アーク溶接機、ねじ切機、切断機、ボール盤、ガス溶接装置 等
冷媒配管機器	
計 測 器	
工 具	

電 子 機 器 科

機 材 名
論理回路実験装置

電子回路実験装置
半導体実験装置
ビデオ装置
パターンジェネレーター
スイープマーカ
低周波発振器
信号発生器
オシロスコープ
各種ブリッジ測定器
周波数計
電圧計，電流計，電力計
ラジオ受信機
テレビジョン受信機
その他
工具類

電気機器科

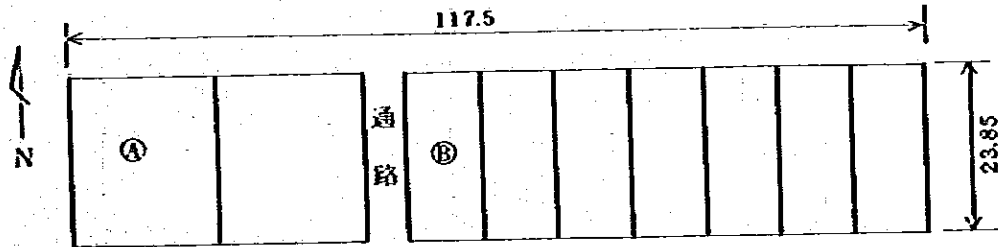
機材名
半導体回路実験装置
定電圧電源装置
シーケンス回路実験装置
SCR回路実験装置
論理回路実験装置
試験用発電機
誘導電圧調整器
オシロスコープ
巻線機
乾機機
電圧計，電流計，電力計
電動機，発電機，変圧器
足踏みシャー
卓上ボール盤
両頭グラインダー

そ の 他
工 具 類

6-3 技術協力予定施設に関する考察

6-3-1 建物の利用区分について

協力予定施設(2号棟)は、下図のような区分けがされている。



図中①部面積 約 480 m²
 ② 約 240 m²
 総計 約 2640 m²

設置すべき施設

- 各科実習場(工具室含む)
- 各科教室(教示用具, 製品展示も兼ねる)
- 集中工具室(各科共通機器工具等の管理)

各科における施設の所要面積

溶接科	実習場	480 m ²
	教室	120 m ²
自動車整備科	実習場	720 m ²
	教室	120 m ²
電気機器科	実習場	480 m ²
	教室	120 m ²
電子科 (2年)	実習場	480 m ²
	教室	240 m ²
冷凍空調科	実習場	480 m ²
	教室	120 m ²
集中工具室		120 m ²
実習場面積計		2,640 m ²

教室面積計	500 m ²
集中工具室	120 m ²
総計	3,260 m ²

上記の如く2号棟のみでは、不足するため、自動車整備科を4号棟に設置することを考
慮し、図一の配置とした。

協力職群実習場配属案

4号棟

	複合 (木工)	機装 (木工)	教室	自動車整備 (ガソリンエンジン)	複合 機装	ダイセル エンジン

--	--	--

()内は実習部編成

：新築機装

2号棟

教室	教室	教室	電気機装	電子	教室

冷凍空調	機装
------	----

6-3-2 施設上の問題点

実習棟の不足分についてはコンタクトミッション時、増設の意向であるとのことであったが、今回の協議の中では、増設の意志はないとのことであった。しかしながら、現実的には相当な改築の必要性が見込まれるものと思料される。協議の中では「バ」棟は改築に対し前向きな姿勢であったが、改築の内容については、楽観的であるように察せられ、供与後の機材管理及び保守の観点からも、解決せねばならぬ問題が多い。

(a) 改修に関する一般的事項

「バナマトクメンセンター技術協力施設に関する問題点並びに改修案」

一 般 事 項

1. 教室並びに実習場、工具室の配置に関する隔壁、出入口、通路等の増築及び改築
2. 天井通風口の改善（開口部よりのじんあいの進入の防止）
3. 床をコンクリート仕上げとする
4. 各実習場新規配線工事（配電盤等も含む）
5. 壁の塗装
6. 各科教室の空調設備の設置
7. 実習場照明灯の増設

電気機器科・電子機器科

- 1) フロアコンセントの設置
- (f) 電気機器科
(g) 電子機器科

2) 天井の取り付け

電気機器、電子機器の実習場、教室並びに共有機工具室

3) 天井灯の取り付け

電気機器科、電子機器科の実習場、教室並びに共有機工具室

4) 床仕上げ

(f) 電気機器科実習場、教室並びに共有機工具室 - 防じん塗装仕上げ -

(g) 電子機器科実習場、教室 - リノリウム仕上げ -

5) 空調設備

電気機器科、電子機器科実習場並びに共有機工具室

6) 配電盤、壁への单相、三相配線とコンセントの取り付け

電気機器科、電子機器科実習場、教室並びに共有機工具室

7) 実習場用作業台及び椅子

11 SET × 3 = 33 SET

8) 教室用机, 椅子

17 SET × 3 教室 = 51 SET

自動車整備科

- ① 車検ライン床工事(ピット, テスター等基礎工事)
- ② 教材車出入口拡張
- ③ 洗車場設置(洗車台, 排水ピット)
- ④ 空気配管

溶接科

- ① 試験室の設置(材料試験及びX線試験)
- ② ガス集合装置の設置及び配管
- ③ 排気装置の設置(アーク鋼, ガス鋼)
- ④ 遮光壁の設置

冷凍空調科

- ① 給水管(水冷式冷凍機及び空調機)
- ② 排水ピットの設置()
- ③ 機器専用開閉器の設置(水冷機 スタンド型)
(空冷機 壁面設置)

自動車板金塗装

塗装

- ① 自動車ブース機器廻り工事
ピット, 配線, 配管, ガス配管, ダクト
- ② 空気配管(コンプレッサー室, トランスフォーマー取付)
- ③ 電源設備の増設

「協力職種実習場配置案」による各実習場には配電盤, 分電盤が取り付けられていない。従って各職種の使用電動機器を把握し, 配電盤, 分電盤の必要性と設置位置, 容量を明確にして受電設備の容量が現在設置されているもので同にありかどうかの検討を要する。なお各実習場の照明はあるが全体的に暗い又コンセントの設置数が非常に少ない。従って電気配線関係については現状を抜きにして白紙の状態から図面を引き相手国側に示すべきであると考え。

6-4 日本人専門家の業務，組織上の位置付等

6-4-1 専門家の業務

専門家の担当する業務は訓練センターのインストラクターを指導して，下記の業務の援助を行なう。

- (1) 担当職種の訓練計画の作成
- (2) 訓練教材計画と訓練標準の作成
- (3) 養成訓練
- (4) 技能競技大会と技能検定
- (5) 実習工場の管理
- (6) その他の関係業務（訓練生の選考に関すること等）

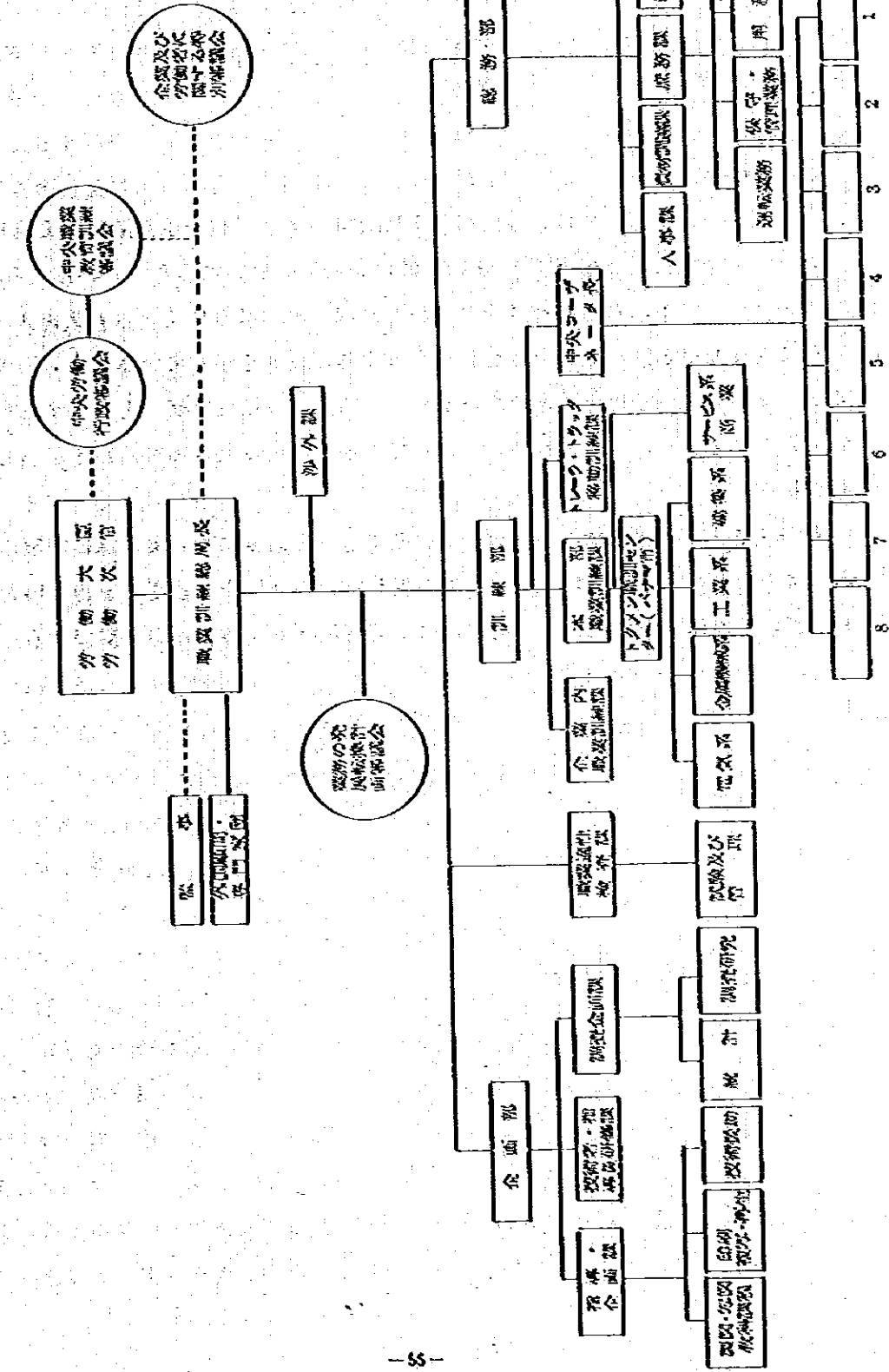
6-4-2 専門家の組織上の位置付けと権限

専門家集団の位置付，及び権限

I PPPJ は，トクメンセンターとは，同敷地内であるが別組織である。現組織図上の外国顧問団と同格位置に格付けし，教養訓練総局長に直接アドバイスできるものとする。専門家の業務遂行上ネックとなるのは日朝援助による教程の編成，教材の使用，教材の調達等，速やかな対応が必要となる場合，当該科より上級に具申したいのではややもすると，実行不能となることがあるのでこの点充分考慮する必要がある。よって上記位置付けは不可欠である。

ハ、国立パナマ・トレーニング中央職業訓練センター組織図及び労働社会福祉省との関係

労働社会福祉省
国立職業教育訓練センター



各職業訓練センターの設置が決定している時と致

本プロジェクトの特徴として、あげられるのは既存施設への援助であることから、既存の訓練実施部門と、新規協力部門との間に生ずる、専門家の職務の範囲、及び、実習場利用に於ける重複の有無が問題となる。

援助の対象となる職種のうち、既存新規の内訳は下記の通り

溶接科	既存
自動車整備科	既存
電気機器科	既存
電子科	新規
冷凍空調科	新規

当プロジェクトとしては、専門家はIFPPJの養成訓練のみを業務を実施し、トクメンセンターで既に行なっている3 shift制の枠内での協力はしないこととする。

本プロジェクトに対し「バ」側は、現行訓練とは別に専任インストラクターを配置するとして既存職種と同一職種を並行して実施するポーズを示している一方、旧設備は新設する訓練センターへ移動するとの発言もしている。これは協力部門と重複する現行職種について、トクメンセンターとして、廃止し協力部門に組み入れる可能性を示したものと思料される。

IFPPJとトクメンセンターは、別組織であると云っても、実習場に制限のあることを考慮するならば、協力施設を利用しての現行訓練の継続を認めざるを得ないと考え。但し、指導員の体制及び職種は、前述の如く明確に区分することが必要である。

7. 接衝経過まとめ及び関係者との接触要旨

I 事前調査の折衝経過

1. 調査要点の整理

(1) 本件プロジェクトにかかる在外公館を通じての協力要請の内容及び昨年12月に派遣されたコンタクトミッションが把握した協力要請の内容が巾広く、その協力内容は

イ 技能労働者の養成

ロ 失業者層への技術の付与

ハ 在職労働者に対する向上訓練の実施

ニ 企業に対する生産性向上のための指導援助など

通常のセンター協力の範囲を越えるものであることからその焦点を把握すること。

(2) 協力要請の職種が

イ 自動車板金・塗装

ロ 溶接

ハ 構造物鉄工

ニ ガソリンエンジン整備

ホ デイゼセルエンジン整備

ヘ 電気機器

ト 自動制御・工業計測

チ 冷凍機器・配管

と広範であり、かつ、不揃いの感じであることから、パナマ領が実施している他の職種の訓練との関連から必要な職種とその内容・程度を決定すること。

(3) センター協力の外に、

イ 職業訓練計画

ロ 電子及び電気

ハ フォーリフト操作

ニ 管継手

ホ ボイラー操作及び維持

ヘ 工業電気

ト 電気機械

チ 金属加工

について単発の専門家派遣要請があり、この要請とセンター協力の関係が不明であることから、センター協力を中心に必要性を検討すること。

以上の外、協力要請金額が膨大なもの(20億円)に上っていることもあったが、この点は通常のセンター協力の形で、必要なものを選定して積上げることとして、特に調査の中では取上げていない。

2. パナマ国政府との折衝

(1) 折衝の冒頭に従来の在外公館を通じた協力要請及びコンタクトミッションが把握した協力要請で、パナマ側の要請はほぼ把握しているとの前提を置きながら、次の3点が事前調査団が基本的に持っている考え方であることを示した。

イ 協力すべき訓練の内容は新規学卒者を中心とした1~2年の養成訓練とし、失業者層に対する訓練は、この養成訓練の中から必要なものを、パナマ側が組み立てて全国に配置する予定の職業訓練施設で行うこと。

ロ 訓練職種は工業製品のメンテナンスを重点において例えば電気機器や自動車の修理が適確に行いうる技能労働者の養成が図られるように配置する。

ハ その他、在職労働者の向上訓練への協力、企業への指導援助協力などは、養成訓練が軌道に乗った段階で別途検討する。

(2) パナマ側はライリー職業訓練総局長を中心に、労働社会福祉省及びMIPPEが交渉の中心となったが、主な内容は次の通りである。

イ 協力すべき訓練の内容は現在「バ」側が実施している3シフト制を前提とした学卒無技能者、失業者及び在職労働者に対する訓練全体への協力を期待していた様子であるが、学卒者を中心とした全日制1年ないし2年の養成訓練実施については、就職確保に懸念しつつも同意した。

しかし、在職労働者に対する向上訓練(夜間コースになると思われる。)はカウンターパートが実施する形で早い時期に開始されることを期待している。

ロ 訓練職種については、パナマ側は日本に協力依頼した8職種は多くの要請の中から取まとめた最小範囲のもので、その全てに対応してほしいとの意向であったが、当方は専門家派遣規模が大きくなること、自動制御・工業計測については、訓練の仕上がり像が定まらないこと等を述べプライオリティーをつけての整理・統合をするよう話し合った結果、次の通り、5科で構成することとした。

(1) 構造物鉄工のうちの必要要素を溶接科に取り入れる。

(2) ガソリンエンジン整備とディーゼルエンジン整備を併せて自動車整備科とし、これに板金・塗装も含める。

(3) 電気機器は電気機器科と電子機器科に分ける。

(4) 冷凍機器・配管は冷凍・空調科とする。

田 自動制御・工業計測は需要・必要性を確認できた時点で考える必要はあるが、当面は電気機器科又は電子機器科で基礎的な訓練を取入れることとし、科の設置は行わない。

ハ 各訓練コースの仕上がり像としてパナマ側から完成された工業製品のメンテナンスが出来る技能者の養成について要望があり中卒者に対し、1～2年の基礎訓練を行って多能的技能労働者の養成を考えていた当方との隙い違いを生じた。

この点については、完成品の輸入が全んどの実情及び企業が期待している技能労働者の層が比較的水準が高くまた学校教育の水準等を考慮した結果パナマ側の期待する水準まで引上げることとし、このため入所選考の基準を高校卒に引上げることとした。

ニ パナマ側としては、企業の生産性向上が国として取り組むべき大きな政策であることから、日本人専門家による企業指導を強く要望した。当方は、企業の実態、パナマにおける労働関係法規等実情が把握できない問題があることのほか、日本人専門家は職業訓練の専門家であって生産性の向上問題とは結びつかない旨説明したが、個々の企業指導は行わないまでも、職業訓練局の組織である企業内訓練の指導を担当する課に対しての助言を強く求められたため、問題の内容によって可能なものは専門家が助言を行うこととした。

ホ 日本人専門家の派遣数については、パナマ側は各科2名の指導員とリーダー、コーディネーター、プログラム作成者等を希望したが、当方は原則各科1名とし、自動車整備については板金・塗装の専門家を追加する。また、電子機器科については2年制となるため追加の必要性を検討するが、総数は8～9名とすることとした。

ヘ R/D締結のための実施調査団の派遣時期は、パナマ側の58年度(1～12月)の予算要求が行なわれる57年8月までの間に行われるのが適切であるとの結論に達した。

施設の改善とか現地調達器械等の問題を含めて、実施調査団派遣時にまとめて折衝するか、事前に別個の短期専門家を派遣するかは当方が帰国後検討する事項となった。

ト その他話し合われた主な内容は次の通り。

(イ) 派遣要望が強かった単発の短期専門家については当面考えない。

(ロ) パナマ側が用意している2号棟のみでは面積が不足すると考えられるので、4号棟の半分程度を自動車整備関係で使用することを検討すること。

(ハ) 特に電子機器科については床張り、天井張りを行って空調が必要であること。

(ニ) 日本人専門家の組織上の位置づけは現在の外国人専門家(ILO派遣)と同格とし、トクメン職業訓練センターと同格に「日・パ生産性向上職業訓練センター」を位置づけること。

(ホ) 日・パ双方の協議組織としては、プロジェクトの運営全般に係るもの及び技術的

事項に係るものの2種類の委員会を設けること。

(イ) 日本人専門家はパナマカウンターパートに対してのみ技術移転を行うものであること。

(ロ) 日本人専門家に与えられる特権は、外国人専門家に与えられているものと同一とすること。

II 今回の技術協力に当って基本的に考えておくべき事項

1. パナマ側の本プロジェクトに対する期待が大きくかつ熱心であること。

労働社会福祉大臣とは表致結果報告及び大臣招待の昼食会と3回懇談したが、本件プロジェクトがロヨ大統領が訪日してまとめたものであり、大いに期待している。事務段階で話のつかない点は大臣が直接話し合いに依りたい。日本人専門家は国内訓練施設への指導をやってもらいたいし、また失業者の多いコロン地区からはバス等で輸送して訓練を受けさせたい、等の話が出た。

折衝にはライリー職業訓練局長を中心に予算を担当するMIPPEも局長以下出席して広範囲な行政指導を含めた分野についての援助を期待している姿勢が見られた。

我々調査団の訪パについては新聞・テレビ等でも報道をされ、柴田代理大使は「パナマ側の期待の大きいことが理解できるし、日本側にとっても円借款を行うよりはこのような協力の積み上げが好ましいしまたそれがパナマにおける外交の全てだとも言える。」と述べている。

2. 各国からの協力計画等が動きだしていること。

トクモン職業訓練センターに対し、西ドイツが既に事前調査団を出していて、協力職種も機械、鋳造、金型の3職種で'83年協力開始予定となっている。I.L.Oも専門家を常駐させて協力している。

また投資調査の形でイタリア、韓国の調査団も訪パしている様子で、従来のアメリカ色の影響下からの脱却が図られているように感じられた。

したがって協力に当っては将来にわたって日本が協力した実績が模範くように、比較的長期にわたって内容の充実した協力が必要と考えられる。

3. 今後の外交・貿易戦略上の重要拠点と考えられること。

2000年の運河返還を換え、この運河通行貨物(価格換算)の4割を占めている日本としてパナマとの関係を良好に維持する必要がある。

パナマの市中には自動車、テレビ、音響製品を始め日本製品があふれている感じであり、

特に自動車は6割以上が日本車であり、また、6社企業訪問をしたうちの2社は日本製のプラント（川重の砂礫精製、芦沢鉄工のトイレットペーパー製造）を用いて操業しており、今後さらに拡大するものと見られる。

さらに中・南米の中で落ち着いた政情であるとともに中南米の金融市場の中心的立場で、したがって中南米全体の動きを知る条件に優れている。

3月31日労働大臣との会見時の団長発言内容

1. パナマ共和国からの要請に応じ、我々が事前調査を行った、トクモン職業訓練センター内に設けられる「日本・パナマ生産性職業訓練施設-ITPPJ-(仮称)」について、調査団としては積極的に協力すべき内容であることを日本政府に報告したいと考えます。

このことを貴大臣にお伝えできることを光榮に存じます。

2. 調査団は、「日本・パナマ生産性職業訓練施設」において、溶接、自動車整備、電気機器、電子機器、冷凍空調の5コースの養成訓練（電子機器については2年間、他の4コースについては1年間の基間訓練）を行うことを適当と判断し、これらの各訓練コースに係る日本人専門家を派遣し、パナマ国カウンターパート指導員の研修を行い、機材を供与することを考えています。

これらの各訓練コースで標準的な技能労働者を養成することによって、パナマ共和国における技能労働者不足の解消と将来にむかっただの技能水準の向上を図れるものと信じます。

他面、多数の失業者に技能を付与し、就職に結びつけるという問題がありますが、これにつきましては、日本人専門家がパナマ国側カウンターパート指導員を通じて技術移転を行い、訓練方法、カリキュラム、教材等を活用して、パナマ共和国に適したものを作り上げ、国内各地に設置される職業訓練施設においてパナマ国側で実施していただきたい。

この2つの方式の訓練が推進されることによって、今回のプロジェクトの目的は達成されるものと信じます。

3. 調査団は、このプロジェクトを早期に実現するため、RD(討議議事録)締結のための実施調査団を早期に派遣するよう日本政府に進言します。私の考えでは、その時期はパナマ共和国における通常の予算構成に支障のない8月までに行うことがよいと考えます。

4. 団長として特にお願いしたいことが2点あります。

(1) 有能なパナマ国側カウンターパートを確保していただくとともに、これらのカウンターパートが、協力期間が終了し日本人専門家がいなくなっても訓練施設の中核となって

あけるより定着化を図っていただきたい。

(2) 素質のある訓練生の確保を図るとともに、特に政府公営企業体を含めた、訓練修了者の就職先の確保をお願いしたい。

この2点が確保されることによって日本が協力する職業訓練が貴国で定着し、拡大すると思います。

5. 最後に、調査にご協力いただいた買大臣やライリー総局長及び素晴らしい交渉能力を示されたスタッフの皆様に感謝申し上げます。

8. パナマ国の概況

1. 主要指標

独立：1903年11月3日

面積：77082平方キロメートル

領海：200カイリ

人口：198万人（1981年央推定）

人口増加率：26‰（1976年～80年平均）

人口構成：混血（白人と黒人）65‰，黒人13‰，白人11‰，インディオ10‰，
その他1‰

気候（パナマ市周辺）：平均気温27.4度，平均湿度78.2‰

主要都市：パナマ市（首都，人口約60万人）

コロシ市（パナマ運河の大西洋岸，自由貿易地域）

ダビッド市（パナマ第3の都市）

通貨：バルボア（対米ドル換算率，1米ドル＝1バルボア）

国内総生産（GDP）：3242百万ドル（1981年推定）

1人当り国内総生産：1637ドル（1981年推定）

実質GDP成長率：50‰（1981年推定）

国家財政規模（1981年度）

歳入：7405百万ドル

歳出：8693百万ドル

貿易収支（1980年）

輸出（FOB）：350百万ドル

輸入（FOB）：1290百万ドル

物価上昇率（1981年推定）：73‰

公的対外債務残高：3068百万ドル（1981年6月末）

2. 歴史

1513年，スペイン人バスコ・ヌニェス・バルボアの太平洋発見以来，パナマはスペイン人による中南米探検の拠点となり，中南米との交易はパナマを過して行われたが，1821年11月28日，スペインから独立したグラン・コロンビアの1州となった。1840年トマス・エレラ将軍がパナマの分離を宣言し，地盤国を建てたが，僅か13カ月後に再びパナマ州としてコロンビアに復帰した。その後，1903年の反乱で独立が達成され，同年11月3日パナマ共和国が誕生した。

独立に先立ち1881年より1889年までフランス人レセップスがパナマ地峡の運河建設に従事したが、失敗に帰した。米国は独立直後のパナマと締結した条約に基づき1903年より運河建設を継続し、1914年にこれを完成した。

3. 政 治

(1) 政 体

大統領を元首とする立憲共和制。現行憲法は1972年10月2日公布された。政党活動は、1969年3月より禁止されていたが、1978年10月16日の政党法により公の政党としての登録が認められ、80年12月末までにP.R.D. (民主革命党)、PRAMPO (大衆拡大戦線)、自由党及びPDC (キリスト民主党)が登録を了している。

(2) 行 政

大統領は元首であると同時に内閣の首班で、国民の直接選挙により選出される(注: ロヨ現大統領のみは暫定措置として国会により選出された)。大統領の任期は6年で、連任の再選は認められない。地方行政については、現在パナマは9つの州とサン・ブラス特別区があり、これらの州の知事は大統領によって任命される。また、法律の定めるところによって州調整審議会が設けられ、州行政の監督、助言を行う。

(3) 立 法

立法院は、全国代議員会議及び国家立法審議会により構成されるが、それぞれの職掌は次のとおり。

イ. 全国代議員会議：議員数505名(505の選挙区で直接選挙により各1名選出。被選挙権は18才以上、任期6年、再選も認められている)で主要機能は、国際条約の承認、宣戦布告及び行政府への和平交渉権付与、閣議提案の国内行政区分の改革案の承認、政治恩赦の決定等である。

前回選挙は1978年8月に実施された。

ロ. 国家立法審議会：議員数57名(全国代議員会議より議長1名兼任、各州より4名、サンブラス特別区より1名の計38名と直接選挙により選出される各州2名、サンブラス特別区1名の計19名よりなる。代議員よりの選出議員の任期は2年、直接選挙による選出議員の任期は6年で、主要機能は、国内法の公布・発効・改正・廃止、各省の数・名称の決定、職務の指定、未開墾地の入札裁定規則、国有財産の公共目的使用に関する規定の制定等である。

なお、1980年9月に実施された国家立法審議会の選挙(直接選挙による19議席の選出)に於ては与党PRDは10議席を獲得し、全国代議員会議により選出済の38名(全員与党)とあわせ48議席を占めることとなった。

(4) 最近の政情

1968年10月のクーデターにより政治の実権はパナマ国警隊司令官のトリホス将軍を含む委員2名からなる臨時政府委員会の手に移り、以後1972年8月までの約4年間既存の憲法は空洞化し国会も全く機能を停止していた。これの是正をはかるため、1972年8月6日全国代議員選挙が実施され同年9月の代議員議会で臨時政府委員会議長のデメトリオ・ルカス大統領に選出され、同年10月、新憲法が公布された。同憲法はトリホス国警隊司令官に1972年10月より6年間国家元首と同等の権限を付与する旨規定し、トリホス将軍は名実共に政府主席として行動した。

この間トリホス政府主席は1977年9月米国と新運河条約の署名を行うとともに予定どおり民政移管を推進し、1978年8月6日国会議員選挙が実施された。続いて、同年10月11日招集された国会において、アリスティデス・ロヨ前文部大臣が大統領に選出され、即日就任式がとり行われ正常化が達成され現在に至っている。(なお、トリホス将軍は同日より政府主席のポストを辞任し、国警隊司令官としての地位に留っていたが、1981年7月31日航空機事故で不慮の死を遂げた)

ロヨ大統領は民主化の促進と経済開発を最重要課題としているが、外交面では対米協調を基本としつつも、近隣の中南米諸国、わが国(1980年3月訪日)をはじめ西側先進諸国さらには社会主義諸国との関係強化をはかっている。

4. 経 済

(1) パナマは農業国であり労働人口の約30%が農業に従事しており、農牧、漁業の国内総生産に占める割合は145% (1980年推定)と高い。又、全輸出の46% (1979年)がバナナやえびをはじめとする農・漁業産品によって占められている。工業は主として食品工業で、その他石油精製業があるのみである。鉱業部門の実績はこれまでなかったが、セロ・コロラード銅鉱山(推定埋蔵量30億トン、品位0.65%)及びベタキーリャ・ボデイハ銅鉱山(埋蔵量1億8千万トン、品位0.73%)の開発計画があり、現在これらの採鉱作業が行われている。

しかし、パナマ経済は農業を主体としながらも、パナマ運河及びコロン貿易地帯の存在、さらには米ドルが自国貨同様に自由に流通していることを背景に国際金融センターとしても重要な地位を占めており(1980年10月現在のパナマの進出金融機関数は105行で、うち邦銀6行)、金融・商業のパナマ経済に占める割合が大きいという点で他の中南米諸国の経済と趣を異にしている。

(2) パナマ経済は過去数年来平均成長率が2%を下まわり低速を続けていたが、1979年に入り上昇局面を迎え、同年の実質成長率は35%を記録した。80年の実質成長率はこれを更に上まわり5.5%に達するものと推定される。

他方、パナマ経済は第1次及び第2次産業の基礎が極めて弱体であり、このためエネ

ルギー危機等の世界経済の変動の影響を直接受けやすく、原油、食料品等の輸入品の高騰によるインフレの高進が深刻な問題となっている。1980年の物価上昇率は138%とみられる。

また、パナマ政府は経済開発計画における各種プロジェクトの遂行のために外国より多額の借入れを行っており、このため公的対外債務は増え続ける一方で、1979年末の26億ドルから1980年末には約30億ドルに増加したものと推定され、政府財政悪化の大きな要因となっている。

5. パナマ運河

(1) 1979年10月1日米国との間でパナマ運河に関する新条約が発効したが、それまでのパナマ運河に関する米・パ間条約の基本となったものは、米国の運河運営権、運河地帯（運河兩岸各5マイルの地帯）の永久支配権を約した1903年のヘイ＝ビュノオ・ヴァリリヤ条約であった。同条約は1936年及び1955年の2回にわたり改訂されたが、その基本的性格を変えるものではなかった。

このためパナマ政府は、米国に対し運河地帯の即時返還、運河運営に対するパナマの参加、収益の均等配分等々を強く要求し、1974年2月7日、8項目にわたる基本原則に合意をみたが、1976年の米大統領選挙のためそれ以上の進展はみられなかった。

1977年1月に大統領に就任したカーター大統領は、パナマ運河問題を対中南米政策の最優先課題としてとりあげ、同年9月7日、トリホス・パナマ政府主席との間で新条約（「パナマ運河条約」、「パナマ運河の永久中立と運営に関する条約」並びに「パナマ運河の永久中立と運営に関する条約付属議定書」）に署名した。

新条約は、パナマにおいては1977年10月23日、国民投票により一括して批准承認されたが、米国においては、上院の批准承認が予想以上に遅航し、1978年3月16日に「中立条約」が、また、4月18日に「運河条約」がそれぞれ多くの付帯決議を付した上で批准承認された。

1978年6月16日、米国のカーター大統領はパナマを訪問し、トリホス政府主席との間でパナマ運河新条約の事実上の批准書の交換を行った。しかし、新条約を実施するために必要な予算措置についての米下院の審議は遅航し、1979年9月26日ようやく成案を得、翌9月27日に大統領の決裁を得、新条約は1979年10月1日に発効した。

(注) 「パナマ運河条約」は、パナマを領土主権国として、同条約の有効期間中（1999年12月31日まで）米国に対しパナマ運河とその付属施設の管理、運営、維持、防衛の権利を与え、この間にパナマの参加の度合いを漸増し、本条約の失効と同時にパナマが全責任を引受けることを定めている。他方、「パナマ運河の永久中立と運営に関する条約」はパナマが平時においても戦時においてもあらゆる国の船舶の平

和的通航に対して、完全なる平等、無差別の条件の下で運河を安全に公開するために運河の中立宣言を行い、米国、パナマ両国はこの中立制度を維持することを定めている。

また、「中立条約付属議定書」は、全ての国の加入のために開放され、その締結国は中立条約により設定された運河の永久中立制度を承認し、その目的に賛同することが定められている。

- (2) 現運河は、いわば「水の階段」を上り下りする水門式であり、航行可能船舶は6万トン級までであるため、より大型の船舶を航行可能とさせる海面レベルの第二運河建設構想がある(表4、パナマ共和国地図の第二運河予定ルート参照)。1980年3月のロヨ大統領訪日に際しての共同声明において第二運河のフィージビリティ・スタディに関し、わが国は「多角的協議を行うことにつき積極的にイニシアティブをとる用意があり、そのような協議の結果を踏まえ日本にとりどのような具体的協力が可能かを検討したい」との意向を表明した。

(参考) パナマ運河利用状況(1978/79年)

通航船舶14362隻中1074隻(75%)は日本籍船

運河の西航貨物中405%(320百万ロング・トン)は日本向け

運河の東航貨物中115%(86百万ロング・トン)は日本発

6. わが国との関係

1980年3月23日より28日までロヨ大統領がパナマより初めての大統領としてわが国を公式訪問し、パナマ第二運河のフィージビリティ・スタディをはじめ、経済技術協力、文化交流等の促進について故大平総理との間に率直な意見交換が行われた。これ以降、両国関係はこれまでになく緊密化の度を深めつつある。

また、パナマでは大平総理の逝去をいたんで、ロヨ大統領の提案によりパナマ市内のレクリエーション公園内に故大平総理の胸像を建立し、わが方大使公邸前の通りを「大平通り」と命名することとなり4月29日に除幕式・命名式が行われる予定。

(1) 外交関係

1938年6月在パナマわが方公使館開設

第二次大戦により外交関係は一時断絶されたが1953年2月20日再開

1953年6月在パナマ公使館再開(1962年大使館に昇格)

1953年7月パナマ在京公使館設置(1962年大使館に昇格)

(2) 貿易関係

パナマはわが国にとっては中南米諸国のうちブラジル、メキシコに次いで第3位の貿易相手国となっている。

(単位：百万ドル)

	1978年	1979年	1980年
わが国の輸出	1,445	894	1,415
わが国の輸入	86	178	61

わが国の主要輸出品目：船舶、電気機械、時計等

わが国の主要輸入品目：いか、えび、たこ等の魚介類

(注) パナマは船舶の便宜措置を認めているところから、1980年のわが国の輸出額の60.4%は船舶で占められている。なお、パナマ貿易統計では船舶は掲載されておらず、またコロン自由貿易地域向け輸出も別扱いにされている。

(3) 経済技術協力関係

(1) 資金協力

- 1980年7月パナマ癌センターに対する5億円までの医療器材の無償供与

(2) 技術協力(1981年3月現在)

- 専門家派遣累計 12名
- 研修員受入累計 108名
- 機材供与 1977年 テレビ・スタジオ・セット 約1,600万円
1979年 消化器検査用機材 約400万円
- カリブ海沿岸地形図作成(1978-81年)

(注) いずれもロヨ大統領訪日時に約束された。

(5) 在留邦人等

1981年10月現在の在留邦人数は767名であり、1974年全日制日本人学校が開校された。

パナマには、運河、自由貿易地帯が存在し、また米ドルが自由に流通していることから、従来ともわが国業界の関心は高かったが、近年はパナマ政府が、産業奨励法を制定して外国企業の進出を優遇し、また国際金融市場を発展させるための新銀行法を制定するなどの施策もあって、ここ数年わが国の進出企業(全額日本割出資)数は急速に増えており、1980年10月現在の内訳をみると商社17社、金融・保険7社、メーカー24社、建設3社、鉱業1社、運輸1社、報道1社となっている。

また、パナマに対するわが国の投資件数は466件、投資残高は465百万ドルとなっている(1980年3月末現在)。1979年5月ジェトロの事務所が開設された。

(6) 要人往来

1975年以降の日本・パナマ間の要人往来は次のとおり。

(1) わが方よりのパナマ訪問

- 1977年 3月 経済親善使節団（団長永野日本商工会議所会頭）
 1980年 1月 永野日本商工会議所会頭一行
 1980年 9月 徳永参議院議長
 1981年 1月 田中通産大臣

(6) パナマよりわが国訪問

- 1977年 11月 ゴンザレス副大統領一行（非公式）
 1979年 2月 トリホス国家警察隊最高司令官（前政府主席）（非公式）
 1979年 11月 モルガン大統領特使
 1980年 3月 ロヨ大統領（国賓）
 1980年 7月 オソールス外相夫妻（故大平総理の葬儀への弔問使節）
 1980年 12月 モルガン大統領特使
 1981年 4月 メロ商工大臣

(7) その他

1980年 3月、日本・パナマ友好議員連盟（会長、金丸信衆議院議員）設立。

国 際 収 支

（単位：百万ドル）

	1977年	1978年	1979年	1980年
経常収支	-1528	-4553	-5987	-2445
貿易収支	-4973	-5589	-7617	-9398
輸出(FOB建て)	(2869)	(2948)	(3340)	(3506)
輸入(FOB建て)	(7842)	(8537)	(10957)	(12904)
貿易外収支	3468	1057	1458	7079
運賃・保険	(-854)	(-987)	(-1132)	(4482)
投資収入	(-614)	(-495)	(-795)	(-1446)
その他のサービス	(4936)	(2539)	(3385)	(4043)
移転収支	-23	-21	172	-126
資本収支	2721	3984	395	-1519
その他資本及び誤差繰越	-1193	-1310	-1463	3965
外貨準備高	-769	544	60	-212

注 パンカー・オイルの売却を除く

出所：パナマ統計局

主 要 輸 出 入 品

輸 出

(単位：百万ドル)

	1975	1976	1977	1978	1979(推定)	1980
精 製 油 ^(注)	1283	663	683	601	724	823
パ ナ ナ	595	615	665	714	657	615
砂 糖	493	263	219	200	259	661
エ ビ	190	330	299	402	450	436
コ ー ヒ ー	22	34	54	96	96	101
魚 粉	—	45	105	34	79	281

(注) パンカーオイルを除く

輸 入

料・潤滑油	3345	2692	2689	2180	3047	4135
工業製品	1765	1935	2035	2760	2213	2339
機械・輸送機器	1566	1702	1480	1890	2282	2617
化学製品	745	703	794	900	1161	1305
食 品	649	611	693	720	799	966
飲料・タバコ	45	50	43	56	77	78
原 料	38	33	39	40	76	83

出所：パナマ統計局

わが国の対パナマ主要品目別輸出入統計

1. 輸 出 (単位：1000ドル)

商品別	年別	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年
総輸出額		1328465	1445469	894581	1415782	2209694
食料品		589	633	1582	1465	
原料		505	219	236		
軽工業品		40186	36073	33690		
繊維品		24614	20129	15668	27330	
重化学工業品		1279195	1403490	844459	1352831	
化学品		2036	1839	3671	3746	
金属品		10903	14664	12706	13086	
(鉄 鋼)		(8636)	(8670)	(10083)	9712	
機械機器		1266256	1386988	828082	1335999	
一般機械		24880	24172	33547		
電気機械		115181	150811	163895	980	
輸送機械		1063543	1112330	518654		
自動車 (部品を除く)		9476	13938	16539	50531	
船舶		1044307	1087300	489708	854576	
タンカー		161621	41600	41387		
貨物船		574244	498168	109194		
漁船		0	1538	5509		

2. 輸 入

商品別	年別	1977年	1978年	1979年	1980年	1981年
総輸入額		28775	86370	178644	61298	131238
食料品		12709	11638	26493	品	品
原料品		1177	976	1396	目	目
鉱物性		46	91	368	別	未
加工製品		4139	31093	15329	未	詳
再輸入・特殊取扱品		10705	42572	135058	詳	

出所：通関統計

111